
○議長（木下一己君） ただ今から、平成29年第2回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 宮澤清士 議員及び3番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの3日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告を行う前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本町も梅雨のない北海道らしい気候の時期に入りましたが、6月の声を聞いてから半ば近くになりましてもなかなか気温が上がらない日が続いてまいりました。今後の農産物の成長や、あるいは消費購買などへの影響が大変気掛かりな状況にあるところでございます。

このような折、議員の皆様には時節柄御多用のところ、第2回となります議会定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件3件、単行案件3件、予算案件6件、同意案件2件、報告案件3件の計17件でございまして、そのほか4件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員の皆様には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上

げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、4件の行政報告について申し上げたいと思います。

1件目でございますが、平成28年度における各種会計の決算見込みを取りまとめましたので、御報告申し上げます。

御手元の参考資料No.2にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額62億836万3,000円、歳出額60億8,557万6,000円で、差し引き1億2,278万7,000円となりますが、継続費繰越額193万7,000円及び繰越明許費繰越財源充当額11万円、事故繰越し繰越財源充当額45万円を控除し、決算積立金として6,020万円を財政調整積立基金に積立て、残る6,009万円を平成29年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額1億7,651万9,000円、歳出額1億7,256万1,000円で、差し引き395万8,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入額1億2,128万2,000円、歳出額1億1,751万6,000円で、差し引き376万6,000円となり、このうち決算積立金として、簡易水道施設基金に189万円を積立て、残る187万6,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額4億4,098万6,000円、歳出額4億2,892万2,000円で、差し引き1,206万4,000円となり、このうち決算積立金として、介護保険給付費準備基金に906万円を積立て、残る300万4,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億873万円、歳出額3億70万9,000円で、差し引き802万1,000円となり、このうち決算積立金として402万円をあけぼの園基金に積立て、残る400万1,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額5億5,543万4,000円、歳出額5億3,830万7,000円で、差し引き1,712万7,000円となり、このうち決算積立金として1,000万円を積立て、残る712万7,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額5,820万6,000円、歳出額5,810万2,000円で、差し引き10万4,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億725万2,000円、支出額5億1,896万2,000円で、差し引き1,171万円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は3億3,416万4,000円となります。

資本的収支につきましては、収入額447万6,000円、支出額800万9,000円で、差し引き353万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました平成28年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して次期定例会に認定議案として提出を予定してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に2件目の報告でございますが、平成28年度北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会の事業実績につきまして、御報告を申し上げます。

御案内のとおり、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会につきましては、下川町、足寄町、滝上町、美幌町の4町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削

減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取組を通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取組を行ってきました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成 23 年 10 月に、「地方自治法」第 252 条の 2 の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところであります。

平成 28 年度の企業等協賛金収入につきましては 1,173 万円で、協議会の諸経費などを差し引き、4 町に配分され、下川町は 236 万円の配分を受けているところであります。

平成 21 年度から平成 28 年度までの企業等協賛金は、総額 1 億 6,485 万円となり、諸経費を差し引き、総額 1 億 2,202 万円が 4 町に配分され、下川町は 3,762 万円の配分となっております。

今後におきましても、これまで以上に 4 町の連携を強化し、新たな発想を取り入れながら、協議会活動を通して、森林バイオマス活用による地域の活性化を積極的に図ってまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

3 件目でございます。平成 28 年度 一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、「地方自治法」第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資している一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉事業の平成 28 年度の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度により運営されているところであります。

まず 1 点目に、利用実績を報告させていただきます。

平成 28 年度は、前年度に比べ、宿泊利用者で 641 人減少の 6,449 人、日帰り利用者は 2,453 人減少の 78,135 人で、総体では 3,094 人減少の 84,584 人となり、3.6%の減少となりました。

2 点目に、事業収入は平成 6 年度から 1 億円の大台を超えており、平成 28 年度におきましても総額で 1 億 2,380 万円となり、1 億円を超えましたが、前年度に比べ 1,012 万円の減額となっております。

3 点目に、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は 188 万円減少し、前期繰越正味財産額を含め 3,156 万円となっております。

収支につきましては、仕入価格の高騰や人材不足など、厳しい経営情勢にあり、徹底した経費の見直しなどの経営努力を進めてきたところもありますが、宿泊利用者、日帰り利用者とも減少したことなどが要因となり、全体で 188 万円の正味財産の減少となっております。

次に、産業クラスター推進事業の概要ですが、新たな産業の創出等を目指し、調査、研

究、販売促進など、産業振興や地域づくりに向けた取組を実施しております。

その主な事業内容といたしましては、町の運営交付金を基本とし、クラスター推進部の運営、スズキ株式会社との経済交流の推進のほか、地域産品を活用した新商品開発や販路開拓など、基幹産業の振興や雇用の創造につながる取組を行っているところであります。

また、先駆的空き家対策モデル事業など、地域活性化調査研究事業を通して、産業振興と地域活性化に資する事業を実施しております。

収支につきましては、事業収入が、町交付金のほか、国・道補助金、受託料なども含めまして総額で6,314万円。また、事業執行に伴う支出総額は5,906万円となっております。

その結果、当期正味財産額は396万円増加し、前期繰越正味財産を含めた正味財産は5,313万円となっております。

五味温泉事業、産業クラスター推進事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、平成29年度の五味温泉の経営の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、地域の経済は依然として厳しい状況にありますので、今後も関係者の一層の経営努力をお願いしてまいりたいと存じます。

また、産業クラスター推進事業につきましては、新たな視点に立った産業づくりや、地域活性化のための総合的な事業を進めていただくよう関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

最後4件目になりますが、山びこ学園公用車の交通事故について、御報告申し上げます。

去る6月3日、午後2時40分頃、山びこ学園利用者の方が名寄市立総合病院に入院するため、当学園生活支援員が公用車を運転し面会に向かう際、名寄市西7条南7丁目の信号機のある市道交差点で起こした交通事故でございます。

事故の状況は、公用車を走行中、名寄市立総合病院前の交差点の信号機が赤色のため、前を走行していた

路線運行中のバスが一時停止し、続いて公用車も一時停止しましたが、信号機が青色に変わったと見間違え、前方のバスが発車すると思い込み公用車を発進させ、バスの後方に追突した交通事故であり、事故後、直ちに名寄警察署に届出を行い、事故処理を進めた次第でございます。

相手方のバスには同乗者が無く、運転者にも怪我はありませんでした。また、公用車に同乗者は無く、職員にも怪我はありませんでした。

今回の事故は、停車中の車両に追突しているため、公用車側の一方的な過失となり、相手方に対する損害賠償額が確定したのち、次の議会に関連する議案を提出させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

日頃より公用車の運転には、交通事故防止に対して常に注意を促しているところですが、このような事故を起こした事に対しまして深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、一層安全運転を喚起し、交通事故防止に努めることを申し添え、行政報告といたします。

以上、4件について行政報告をさせていただきました。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会から、調査結果に係る報告を行います。なお、報告事項については、印刷して御手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いしたいと存じます。

近藤八郎 下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員長。

○下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員長（近藤八郎君） それでは、私の方から報告をさせていただきますが、平成29年3月17日の第1回定例会において設置されまして、閉会中の継続調査となっております、下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の調査結果を会議規則第76条により報告いたします。

特別委員会等の開催状況及び調査経過等については、御手元に配付の報告書に詳しく述べておりますので割愛させていただき、特別委員会の見解として、着眼点と効果の検証及びまとめの内容について報告いたします。

最初に、着眼点としましては、持続可能な社会の構築が目的であり、再生可能エネルギーによるエネルギーの完全自給を通して持続可能な社会のモデルとして、木質バイオマスエネルギーを手段とすることを確認した上で、効果の検証といたしましては、環境面の検証では、原材料をFSC認証林以外から調達することがあればCO²の増加などの懸念がある。

経済面の検証では、資金が域外に流出することによる負の派生効果が未提示である。FIT制度と木質バイオマス発電との関係性では、原料価格が変動し、原料価格が上がれば採算性は悪化する。コスト増による原料価格の上昇が見込まれる。

次に、社会面の検証では、追加の未利用材の調達が必要となった場合、FIT制度の課題があり、その保証はなく、今後の見通しは不透明である。

最後に、手続きの検証では、バイオマス産業都市構想の具体化のための組織を設置するなど、推進体制が整えられていない。また、過去の議会における意見の反映等について尊重されているとは言い難い。

そういうことから、調査のまとめといたしましては、下川町は循環型のまちづくりを目指しており、環境未来都市構想の基本は地域内経済循環であり、現在進めようとしている熱電併給事業は大きな政策転換でございます。地域エネルギー政策にとって、再生可能エネルギーへの取組は、地域の将来を左右すると言っても過言ではありませんが、施設誘致のみに依存、あるいはモデル構想としての普及啓発の視点からの導入、そしてメリット、デメリット及びリスクが十分払拭、解消されているのか、そのことが多くの町民が持つ疑問や不安となっているところでもございます。この事業については、後戻りできないだけに、規模の適切さ、導入時のメリット、デメリット、リスクを冷静に評価いたしまして、町、住民、産業、学術と連携し、十分すぎる検討が必要でございます。

しかしながら、限られた期間の中、各種検証等を踏まえ、本町の森林バイオマス熱電併給事業の導入に関しては、不明な点、不確実な要素も多く、十分時間をかけることが肝要

でございます。

以上のことから、当委員会としては、現行計画には不備があると判断したところでございます。

以上、報告申し上げまして、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、調査報告とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 以上で報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第6 一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問事項により発言を許します。

質問番号1番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 質問をさせていただきます。高齢者生活支援施設の必要性でございます。

高齢者生活支援施設は「共生型住宅ぬく森」と「生活支援ハウス」の2か所でございますが、高齢者等の福祉の増進と流出人口対策の観点から、施設整備の必要性があるのではないかと。これらについて見解をお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「高齢者生活支援施設の必要性」について、お答えをしてみたいと思います。

現在、本町におきましては既に高齢化社会を迎え、65歳以上の高齢者人口が3月末時点で1,336人、高齢化率39.9%となっており、また、このうち要介護認定者が221名という状況にあるところでございます。

このような中、高齢者を支える町営の施設としては、「特別養護老人ホーム」や「デイサービスセンター」に加え、「共生型住宅ぬく森」及び「生活支援ハウス」を運営しているところでございます。

御指摘の「共生型住宅ぬく森」と「生活支援ハウス」は、それぞれ13室と18室の居室を持つ高齢者向けの賃貸住宅でございます。いずれも低所得の高齢者にもご利用いただけるよう家賃や食費等の料金を低く設定していることから、大変希望者が多く、満室の状態が続いておりますが、介護保険適用外の施設であることから、収入源が入居者からの家賃等に限定されており、両施設を合わせて毎年1,500万円を超える財政負担を要しているところでございます。

しかしながら、生活弱者を支えるセーフティネットとして、高齢者向けの施設は一定程度必要であることから、これらの状況を踏まえ、新たな施設整備の必要性につきまして、今後の高齢者数や特に支援が必要な対象者の動向、既存の町営施設や民間サービスとの関係性などを十分に勘案しながら検討してみたいと思います。

今後とも変化する社会情勢に臨機応変に対応し、町民の声を広く受け止め、質の高い福祉

サービスの提供により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう施策を推進してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 本件につきましては、平成27年12月定例会において、斉藤議員も質問された事案であります。その時に、必要性は十分感じている…つくづく感じているということでございました。今の答弁を聞きまして、前進がないなという印象でございます。

町では人口減少対策が急務の課題ということで、外からの流入…いわゆるU・Iターン者の招致、誘致というのを積極的にやられているところでございます。一方で、この1~2年、いろんな条件があつて…こういった施設があるとすれば下川に住み続けたいという人が10名はおられたと思います。

人口減少対策において、流入という一方に力を注がれているような印象が非常に強くて…もちろん負担が伴うものでございます。しかし、地域に住んでいる本当に大切な人々が流出していくと、人材の流出でもあるというふうに思います。

その点、人口流出対策の観点から、再度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 高齢者生活の支援施設については、決して…何も策を練っていないわけではなくてですね、担当といたしましても…さらに私としましてもたくさんの情報収集をしながら、あるいはまた民間事業者の方々…こういう福祉施設を担っている方々ですね、こういう方々の聞き取りなどを多くしながら、最良の方法をどのように見いだしていけばいいのか。特に先ほど申し上げましたけれども、「ぬく森」一つの施設についても、およそ13名の入居者一人当たり毎月10万円ぐらい交付をしながら実は施設運営をしているという状況でございます。ですから、高齢者の方々が流出するというのはこれは大変なことではございますけれども、その一方でしっかりした財源確保をしていかなければならない。初期投資だけではなくて、ランニング部分も毎年のように費用が掛かるということでございますので、そのへんはしっかりした情報収集、あるいはまた民間事業者の方々の体制など…こういうところも聞き取りをして、そして下川町に最良の方法をこれから見いだしていかなければならないなど考えている次第でございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 人口減少対策は、公的な資金が伴うものでございます。現状からすると、U・Iターン者を招致するための…いろんな組織をつくってやっております。そ

れにおいても、やはり年間3,000～4,000万円の負担が掛かっているわけでございます。

やはりですね、なかなかU・Iターンというのは…もちろん手法によっては即効性があるんだと思いますが、人口流出対策というのは…方法によってですね流入…外から人を呼び込むよりは、非常に即効性があるということで理解しています。

また、町長の方にも耳に入っているかと思いますが、この1～2年、流出していく人達、関係する機関の方からも町長へお話をさせていただいたり、要請、要望もいっていると思います。早急に方針を決めていただいて、人口対策の観点からも政策を早期に確立して、もちろん確立するための段階を踏みながらですが進めていただきたいと思います。

今のことについて答弁があれば。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私も考え方は同じでございます。しかしその一方で、先ほども言いましたけども、毎年1,500万円～2,000万円という費用を掛けて…在宅の方々の公平性も少し考えていかなければならないというのがあるわけであります。

さらに、今施設は非常に厳しい状況にありまして、福祉施設を下川町はたくさん持っていますが、担い手がいなくて…こういうところも施設運用をしていく上で人材がいないと、なかなか人材確保に苦労されて、民間の方々、そして公共においても毎年のように人員募集をしなければならないという御苦労があるわけであります。

さらに、下川から流出している方については、そういう施設があるということは好ましいことではありますけども、やっぱり家族間のいろいろ事情がたくさんあります。そういう中で流出を余儀なくされているというところも聞いてございますので、一概に下川町に住む場所がないからということではないんじゃないかということも考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 先ほど申し上げましたとおり、流入対策にそれなりの投資をしているわけでございます。ですから、流出防止について、一方だけ財源が…という話には私はないんだと思います。

是非早期に…今言われたのが考え方だと思うんですが、早期に方針を決めていただき、負担を伴わない、できるだけ軽減するという方法もございます。是非進めていただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。続けての質問に移らせていただきます。自席から失礼いたします。

続きまして、林業大学校の誘致についてでございます。

北海道が検討しています「林業大学校」について、その後の状況と誘致の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 自席で答弁させていただきます。御質問の「林業大学校の誘致」についてでございますけれども、その後の状況について説明をさせていただきたいと思っております。

北海道では、水産林務部内の担当部所におきまして、現在、全国の林業大学校の現状などの調査を行い、基本的な考え方を整理しているところでございます。

一方、道内の市町村の動きといたしましては、芦別市や津別町で林業大学校の誘致期成会が設立されております。

誘致の考え方につきましては、下川町単独での誘致にこだわることなく、複数の市町村との連携、あるいはサテライト方式、林業大学校の生徒が下川町のフィールドを活用する方法など、様々な形態が考えられるのではないかと認識しております。

これに関連しまして、本年5月16日に、森林施業実習やキャリア教育のため、北海道旭川農業高等学校、上川北部森林管理署、北海道上川総合振興局北部森林室、そして本町の4者で「北海道旭川農業高等学校実習等の連携と協力に関する協定」を締結してございまして、ノウハウを蓄積しつつ、今後も林業大学校誘致につきまして、多様な方向性を求めて検討を進めてまいりたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 下川町はこれまで基盤産業の農業と一体的に森林林業を中心にして先導的なモデル地域にしようとしているところだと認識しております。今まで築かれてきたものを基盤として、先導的な地域づくりをしていくと…森林林業含めて。

そんな中で今の御答弁を聞きますと、前段に…芦別市と津別町で期成会が設立されている、下川町は誘致にこだわらないと。これ2020年、北海道が設置を目指しているものだと思います。こだわらない理由としては、連携をすると。北海道…全国のモデルの下川町として、極めて重要な林業の担い手、即戦力を養成する施設…なぜ主体的にまず最初に誘致に前向きな取組を表明されないのか非常に疑問でございます。

前回は質問したことがございますけれども、下川町の二十数年来、産業クラスターの取組の中で、林業の担い手というのは極めて重要だということで、北海道庁にも素案をつくり、要望、要請をしていると思っております。なぜ、現時点でこだわらないと言い切るのか、再度御質問いたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） いろいろ情報収集をいたしております。道の担当関係、あるいはまた政治絡みもですね…どのような動きをしているのかというのは今進めているところでございますけれども、いずれにいたしましても、イメージは箱ものを誘致するというイメージが全道の中にはあるようでありまして、基本的には様々な指導体制ができるかど

うかというところであります。その実績を今下川町はしっかりとやってきております。

その一つに、今回の道、国を含めた連携協定を結ぶことによって受皿ができるんだという、そういうかたちを少しつくってですね、そして次の展開として本町が単独でいくのか、あるいはまたこの地域の中で広域的に連携をしていくのかという…こういうところをしっかりと最良の方法で選択肢を見いだして、そしてこれからその要請・要望活動を進めてまいりたいと思っているところであります。当然、北海道が今主体となつてございますので、今回、北海道の林業の関係で、美深にございます林業室にもこの連携協定の中に入らせていただきまして、そしてソフトプログラムをしっかりとつくっていくという、こういう体制整備をしているところでございますので、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 情報収集をされていて…今北海道ではまだ白紙の状態です。下川町には農業の研修道場も今推進されようとしております。下川町にとって、今まで取り組んでいるプログラムを組んで、そこの卒業生が地元で働かれております。しかし、即戦力ではないわけでございます。やはり即戦力…経過経緯では林業を学ぶという高校生が増えていると、そうした中でその延長線上でその人達が即戦力と、まず下川町でそういうソフトプログラムを組んで進めているとしたら、そのプログラムの上に立って下川町が誘致をする。そして森林林業の先進的なモデルの下川町から北海道、そして全国に発信をしていく。

下川町の優位性として、そうした経緯経過もあって、京都府の林業大学校へ人材も派遣し、研修プログラムを受けている。京都の林業大学校と連携をし、単位の互換性を持つ、さらには国有林との連携も進めております。国有林との連携を進めながらフィールドを求めていく。

また、施設誘致についても、施設を誘致する必要があるということを申し上げているわけではございませんで、下川町にある今までの各施設、そうしたものを有効に考えながら今やられている施策を有効に反映しながら…これこだわらないということに非常にこだわるんですけども、こだわらないということは訂正していただくことは…やはり主体的に誘致を進めていくと、それはもちろん地域のいろんな方の意見等も聞きながらだと思わんですが、こだわらないというところを訂正するお考えはございませんでしょうか。訂正するというか…基本的な考え方としてですね、主体的に横並びで白紙の状態で誘致を進めていくと…いきたいと、町民の意見、関係者も…聞きながらです。そのへんいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） そのこだわらないという意味が分からないんですが、行政判断、政治判断というのは非常に難しいところがあります。誤った方向で発進してしまいますと、取り返しのつかないこともあります。そういう意味では、ここは少し慎重にやっていきたいなど。当然下川町単独での発進の仕方もありますし、そして今国や道が求めているのは

広域連携であります。

特に今は森林の成長産業の中で国が求めているものは、いかに広域によって事業進行をやっていくかという、こういうところが今欠かせないところでありまして、いわゆる選択肢を単独で、あるいはまた広域でというところをしっかりと見極めていかないと間違っただ道を選んでしまうということがありますので、そのへん御理解をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） こだわらないというのは、外からみた場合ですね、白紙の状態で誤った方向性を出す…これ誤ったメッセージを送るんでないんでしょうか。下川町は誘致にこだわらない、連携していく…まずはやはり言われるとおりに間違っただメッセージを送らない。

また、広域連携…それは何回も申し上げますとおり、下川は北海道の…それぞれ個性がある地域でございますけども…ほかのところ。下川町は森林林業の基盤としてモデルを目指そうというところを高く旗を上げているんでないんでしょうか。それによって政策のパッケージがされているのではないんでしょうか。是非ですね…これ誤ったメッセージにならないか…私は本当に思います。やはり主体性を持って、地域の経過経緯…町長は産業クラスターの中で関わりがなかったところもあるんで、経緯も承知されていないんだと…十分本質的なところは承知されていないんだと思うんですが、行政の継続性、下川町の置かれている状況を踏まえて、主体的に誘致をするということをお願いして質問を閉じたいと思います。

続きまして、環境未来都市でございます。環境未来都市の推進と評価について。

環境未来都市計画の推進と評価を条例に基づき適切に行われているか、お尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これについても自席で答弁をさせていただきます。御質問の「環境未来都市の推進と評価」について、お答えをしたいと思います。

平成29年第1回定例会におきまして、同様の質問をいただいたところでございまして、御指摘に対しまして、再度チェックをしながら進めてまいりお答えしたところでありませう。

環境未来都市の推進に関しましては、下川町における環境未来都市構想の具現化に向け、推進体制を整備し、環境未来都市として目指すべき将来像の実現を図ることを目的に制定いたしました「下川町環境未来都市推進条例」において、推進本部の設置を位置付けし、事業を推進しているところでございます。

また、計画の策定及び実施を総合的に推進する組織として「環境未来都市しもかわ推進会議」を、町民との協働により推進する組織として「環境未来都市推進町民会議」を、計画の実施内容、進捗等について評価し、助言等をする組織として「環境未来都市しもかわ評議委員会」の設置を条例の中に位置付けし、それぞれ役割に基づき開催することとして

おります。本年度に入りましてから、5月17日に環境未来都市推進本部会議を実施し、今後の環境未来都市の推進について議論したところでございます。

平成24年度から平成28年度を計画期間とする環境未来都市計画が終了したことに伴い、今後、関係する各会議におきまして総体的な評価・検証をいただきながら、次の段階へ進んでまいりたいと考えてございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 本質問につきましても、今回3度目でございます。27年、それから前回の3月定例会、質問をさせていただきました。失念するとか、いろんな置かれている状況で、私は強く申し上げなかったところがあります。

私、3回同じ質問をさせていただいて、一向に進まないというところで、ちょっと自分なりに整理をしてみました。

条例は最高の規範であって、条例によって…総合計画もそうだと思うんですが、各事業につきましても条例が意思を持つと。議会の議決でその意思が表示される。そしてその条例の下で各事業は支配される…コントロールされる…拘束されると、条例の中でですね…各事業については…と言えるんでないかと思えます。条例がある以上、各事業は自由にならないということだと思えます。

そんな中で、手続き論である…形式であると。手続きって別にどうのこうのいうように重たいものではないと。形式…それは形式であるというようなこともあろうかと思えますが、手続きには全て意味があって、意味のない手続きというのはないんだと思えます。手続きは守るものであるし…これは執行者側を守るものであり、守られるものであるんだと思えます。私たちがルールを守るということは自ら守ることであり、守られることだと思えます。この守られる中で、手続きを踏んでそれぞれの段階で課題だとか問題などが解決されたり、より良いものとなり、成案となり、そしてそれが正当化されるということなんだと思えます。これなんでこうある中でですね、否定されるのかなと、この守るもの守られるものをですね。手続きを重んじるということが必要ではないかなと思うんですが、その点、町長はどうお考えになられておりますでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 条例は役割が二つあります。地域の住民に秩序の形成を図って、義務を課していくという役割。そしてまた内部管理に関することと。この条例は規範としてしっかり守っていかなければならないということを認識しておりますし、これまでもそういう手続きをしっかりやってきたものと認識しているところであります。

今回の環境未来都市の条例につきましても、3月に少し…各住民の会議について開催できなかったことをお詫びいたしましたけども、この5月に本部会議を開催いたしまして、副町長を本部長といたしまして現在進めておりますが、平成20年に環境モデル都市に指定をされ、23年にこの環境未来都市に選定を受けたわけでございます。その後、国の政策も

どんどん様変わりをしてまいりまして、26年には地域活性化モデルケースに下川町としては選定され、さらに総合戦略も国としては全国に網を掛けて方針を示してきたという…大変目まぐるしい国の政策があって、本町といたしましても少し翻弄されたところがございます。

そういう中で、下川町がこれからこの環境未来都市を条例という規範に基づいて、将来どういうかたちを取っていったらいいのかという、そこを今しっかり議論しているところでございます。経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」こういうところが現実には少し薄くなってきているのは事実であります。したがって、次の展開として、あるいはまた環境モデル都市に始まった、こういう政策を持続可能なものにしていくにはどうしたらいいかという…こういう議論を今内部でしながら、そして今度はその方向性が見いだせましたら、町民の皆様にしかり示して、そして協議や議論をいただくという…こういう方向性をつくってまいりたいと考えております。特に環境未来都市については、28年度で5か年の目標が一度終了してございますので、先ほど申しました経営資源には非常にハードルの高いものがございます。そういう中で担保できるものが何があるのかと、そういうところも併せて考えていきたいなと思っているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 町長が言われるのは、未来都市を推進するに当たりまして、まず町の考え方を…持続を進めていくためにどうあるべきかというところを示して、それを条例で規定している町民会議、推進会議…評価するということだと思っております。それをつくり上げるのが条例に謳われているんだと思っております。どういうふうなものをつくり上げていくかという元々の素案から、それぞれの手続きを踏んで、先ほど申し上げましたとおり課題等について解決をしながら、それを成案として確立する。そのための法整備をされているんだと思っております。

手続きの話ですが、これは司法が判断する話ですので一概に言える話ではないんですが、つまり行政行為の瑕疵…欠点ですね…手続き等がある場合、無効な行政行為だという事項もございます。そうしたところを踏まえると、意味のない手続きはない…非常に重たいというふうに考えております。

町長は、ずっとまちづくりに携わられているところであって、町民参加それから協働という言葉を使って、非常にプロセスを…まちづくりを進めるに当たって大切にされてこられたと思っております。

そんな中で、皆さんの合意を図って、まちづくりをいろいろ進めてきたと思っております。町長がそういう住民参加というところを非常に重く持たれておられる方だと承知しております。その一つの例が、昨年の9月だったでしょうか…あれは除雪費用の条例の中で、条例制定に関して手続きに不備があったということで、重たい判断をされて、議案の撤回をされております。非常に真摯的な対応であったかと思っております。そうしたところを踏まえて、再度、条例を守る、合意形成上の手続きということをどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） いうまでもなくですね、政治というのはやはり有権者があって、そして有権者の声を聞いて行政施策に反映していくというものであります。そういう意味では、住民の様々な団体、あるいはまた町が諮問している審議会、こういうところにお諮りをして、そして意見やいろんな地域の声を聞いていくということが基本であります。十数年振りに町民懇談会も平成 27 年から開催させていただいた…ここがやはり基本的なところでありまして、これはやはり今後も継続してやっていかなければならないものだと思っております。審議会につきましては、特に選出をさせていただいた方々で、特に意識を高く持っていてですね、住民の声をその方々の…聞いていただき、そして行政施策に反映していただくという、こういうことが必要ではないかと思っております。

ただ、今回のこの環境未来都市の諸会議においては、少し滞っていたところがありますので、今後は本部会議を中心にしながら方針を示して、そしてしっかりした議論をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 今言われたとおり、私も政治の経験…1 年生ですから経験がなく、お話していることはせんえつな話なのかもしれませんが、そのとおりだと思ってお伺いいたしました。有権者の方々、意見を聞いてそれを行政施策に反映していくと。繰り返しになりますが、条例を守って、条例に書かれていることの手続きを踏んでいくということが、有権者の意見を反映していくということになるんだと思います。それぞれ段階があって、段階を得ることによって課題が明確になって、そして熟度が高まり、より良い政策としてそれが正当化されて多くの有権者の方々の合意を得やすい、正当性を持つということだと思います。非常に大切な条例だと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁しますか…はい町長。

○町長（谷 一之君） 政治と行政に求められていることというのは三つございます。

一つには、透明性のある政治運営と行政運営をしなければならないということです。

二つ目には、説明責任をしっかりとやるということです。

三つ目には、情報の開示を行うということです。

この基本的な三つのことを、これからやはり…私も含めてですね、町の担当者はしっかり念頭に置いて進めていきたいと。それに条例あるいは規則、要綱というのがございますので、大変な数…数百のものがございますけども、この規範をしっかりベースにしながら、そして手続きを進めてまいりたいと思っておりますので、不備がありましたらまた議会でいろいろ御指摘をいただいて、それをより良いものにしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） そのとおりであります。透明性、説明責任、情報の開示、そして条例があるということだと思いますが、条例はそれを…いわゆる担保しているということだと思います。条例があつてそれらが担保されているという…基本的には基本条例の中が一番なんだと思いますが、そのへんちょっと私の認識と若干違ったかなと思つておりました、再度質問といいますか、考え方をお話させていただきました。

以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（木下一己君） これで春日議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、3番 齊藤好信 議員。

○3番（齊藤好信君） それでは質問させていただきます。

一つ目に、胃がん予防についてということで、下川町では、年代別に、ハピネス健診、国保特定健診等、また、胃がん、肺がん、大腸がんなどの各種のがん検診も実施され、早期発見、治療につながる努力をされていることを認識しております。

厚労省の統計によると、毎年12万人が胃がんと診断され、5万人が亡くなっている。

ヘリコバスターピロリ…いわゆるピロリ菌は、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、慢性胃炎、胃ポリープの消化管に関連する多くの病気の原因となるとされており、中でも胃がんの原因菌として重要視されており、胃がんの罹患者98%が感染しているといわれています。

最も有効な胃がん予防対策であるピロリ菌の検査と除菌治療が必要と考えております。

特に、若い段階での早期発見や除菌が重要であることから、中学生、そして高校生を対象にした、ピロリ菌の検査と除菌が受けられる環境づくりを進めるべきと思いますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「胃がん予防」について、お答えしたいと思います。

道内市町村における中高生に対するピロリ菌検査・除菌の実施状況につきましては、平成28年2月現在、17の自治体で実施していると認識しているところでございます。

がん検診につきましては、がんの死亡率を下げることを目的といたしまして、国の「有効性評価に基づくガイドライン」により、対策型検診として実施してございます。

ピロリ菌検査について、ガイドラインによりますと、「個人の判断により、任意の受診を妨げるものではありませんが、市町村が実施する住民を対象とした対策型検診としては推奨されない」と報告されており、有効性については様々な意見がございます。

また、国の「がん検診のあり方に関する検討会」におきましても、胃がん検診のあり方について議論されているところであります。

町といたしましては、国の動向を見極め、対策型検診として有効性が確立した後、住民の方が不安なく受診できる体制を整えた上で実施してまいりたいと考えてございます。

胃がんの発症には、ピロリ菌の感染以外にも生活習慣に関わる複数の要因がございます。

若い年代の方の健診も実施しており、健診の受診率向上や生活習慣の改善支援により一層力を注ぎ、町民の健康づくりを推進してまいりたいと思います。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今、答弁を聞きまして、確かに今までの…大きくいうと日本国内というか…そこではなかなかピロリ菌というものを認めてなかった経緯があります。若干、経緯などを話したいと思いますが、世界保健機構…WHOの下部組織、国際がん研究機関が、胃がんの原因の一つはピロリ菌と結論付けております。平成23年に国は初めてピロリ菌が胃がんの発生原因として認めました。

この経過はあるんですが、まずは地元…北海道大学の浅香教授、この方はピロリ菌の第一人者というふうにいわれております。この方を中心に政府与党の国会議員の中で…ピロリ菌が胃がんの原因であるということを発表された中で、国会議員が動いて、そして今回のピロリ菌除菌の保険適用拡大がされたわけなんです。浅香先生はどう言われているかという、端的にですね、ピロリ菌の検診と除菌の強化を通じて、胃がんは撲滅できるという強い確信の下で仰っております。そして国に対して…住民の署名なども100万人ほどありまして、それを国会に届けている…そういうような運動。また、国会で質疑を重ねた中で、平成25年の2月21日に、除菌対策として、従来の胃潰瘍から慢性胃炎まで保険適用が拡大されたという経緯です。

それで、日本にはどのくらいのピロリ菌感染者がいるかといいますと、約3,500万人以上というふうにいわれております。この感染ということでお話しますと、国内の年代別という20代までというのかなり少ないんですね…1割いるかいらないか。そして30代、40代というふうになんて高くなります。それで50代から5割、60代で6割、70代で7割というふうですね、高齢者ほど感染率が高くなっていく。そして一つ言っておくと、ピロリ菌に感染したら全ての人が胃がんになるということではなくて、統計上は大体8割ぐらいの方が75歳までに胃がんを発症するということなんですね。感染はどういうふうにするかという、祖父ちゃん、祖母ちゃん、親、そして子供というふうですね…持続感染なんですね。日本もまだ上下水道が整備されてなかった時代、井戸水を飲んだり、ポンプで汲み上げたり、そういうものが主な原因とされました。ところが今は上下水道も完備されて、そういうことはないんですが、先ほど言ったとおり祖父母が感染している場合、それが子供に感染し、そしてまた生まれてくる子供に感染する。

なぜ今回、中学生または高校生を対象にした、若い世代のピロリ菌の検査と除菌の奨励の話をしたかという、どこかで切らないとこれが続いていくということなんです。ここが一番大きなところなんです。先ほど言ったとおり、感染率の因子として、こういう衛生環境の問題があつたけれども、今は主に家族内で感染する。それから幼稚園などの施設で感染…これは口から口という感染ですね。だから今の中学生、高校生などの若い人はほとんどが親から、祖父母からうつってきたものが今あるということなんですね。

そこで、先ほどの答弁の中で、北海道では17市町村ですか…今現在は12市31町2村

…45 市町村ですか、大体北海道の 179 からいうと約 4 分の 1 ぐらいがピロリ菌の検査と除菌…まあいろいろやり方あります。来年度から札幌市もリスク検診といってABC検診、これを取り入れて行うことが決まったそうであります。それも含めて、まずはこういう感染経路があるということで、今回は若い世代にという私からの質問なんですが、町長一言お願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私の答弁…17 の自治体というのは、この数字がもし違っているとしたりお詫びをしたいと思います。4 分の 1 ということになると約 50 近くの市町村が実施していることになりますから、そのへんの実態をもう一度調査したいと思いたすけれども、これに掛かる費用とかそういうところもしっかり認識をしていくために、情報収集をしてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、今、がんというものが非常に…日本の死亡の要因としては一番多くなってございますので、こういうところを絶滅できるように自治体としても努力する必要があると思いたすので、そのへんを認識しながら今後対処してまいりたいと思いたすので、御理解いただきたいと思いたす。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 確かにこれを進めるには、ただこういうふうにあるからやれというのではなくて、当然、中・高校生というのは親の…これ任意ですからそういうこともあります。大事なのはやっぱり地元の医師会と連携を取ってやっていくというのが大事なんですが、北海道医師会から道議会、並びに地元の…特に与党の国会議員に要望書というのが出されております。どういうことが書かれているか端的にいいますと、ピロリ菌を早期に発見して、除菌をすることにより、将来の胃がんの発生を防ぐことが可能となっている現在、治療による身体の影響が問題ないとされる中学生を対象としたピロリ菌検査、除菌事業が実施されるよう求めております。これが北海道医師会からきた要望の…本当に要旨ですけれども…なっております。

先ほどの町長の答弁でいうと一歩引いたような話ですけれども、先ほどこの感染経路のことも言いましたけれども、確かに中・高校生は親の合意があります。そのために地元の医師と学校の教育者、それから父母との説明会等をきちっと開いた上で、段階的に説明して、親御さん方にきちっと理解してもらおう中で進めていくわけなんですけど、突然やるわけじゃありませんけれども、やはりここの部分が非常に大事で、僕もほかの町をいろいろ調べたら、確かに一般質問で提案した部分もあるし、例えば今、上川管内は鷹栖町と占冠村で行われています。鷹栖町は昨年度から実施されているわけなんですけど、ここは担当が教育委員会になっているんですね。これは教育長がたまたま…浅香先生の…と思いたすけれども、または…間部先生かどちらか分かりませんが…の話が聞かれた上で、これは非常に大事だということで、教育長が進めた中で今担当課になっているんですけど、ここは受診率が若干悪いんですよ。去年は中学校 2 年生、3 年生、84 名いらっしやるそうですが、検査を受けたのは約 50%。その中で陽性反応が出たのは…これは学校健診の中で尿を採る、それ

で検査するわけなんです。その中で若干疑いがある子供は、再度、確定検査ということで便を採ってそれで判断する。それが3名だったそうです。そしてその後…検査もいろいろあるわけなんです、今回保険適用になったのは6種類あるんですけども、その中でも特に正確な検査方法として推奨されているのが、尿素呼気試験…尿に関連する薬を飲んで20分後に吐き出した息の中に…特殊なアンモニアを出すそうなんです、それで測る試験と、便中抗原…便を検査する。3名の中で再検査したときに、陽性反応が出たのは1名だそうです。これはどこもそうなんですけども、例えば、佐賀県の佐賀大学医学部の垣内先生、それと地元の国会議員、それから県会議員…連携した中で、佐賀県が昨年度より始めた中で、陽性反応というのは…中学生約9,000人、そして同意が得られた方が検査を受けるわけなんです、それが7,000人ぐらい。確定検査で感染が分かったのが243人といえますから、そこの地域によっては若干違うかもしれませんが、大体2~3%ぐらいです。上川北部の医師会の消化器内科の先生で、名寄の…名前を出していいかわかりませんが…谷先生ですけども、伺ったところ、やっぱり中学生、高校生というのは最後の感染が認められるのは1%ぐらいだろうという話でございます。

今、北海道内の市町村で、私が話しているとおり、進めるか進めないかというところで提案している中で、まず一つ課題があるとするならば、感染の検査、除菌ができる医療機関が地元にないか、判断をされるお医者さんが近くにいないという…これが課題だったんです。それで、実は私、町立病院に行ってお聞きすると、下川には今まで30人ぐらいの事例があるということで、それはできるということで、ここはクリアできると思いますが、そういう感じで…先ほどの町長答弁のような、さっき僕が経過を言った…まるで前の日本の国内の対応のような話ではなくて、もう少しそういう事例のある県なり…先ほど佐賀県の話をしましたけど、鹿児島県もやっているし、大分県、千葉県…これは鹿児島県も佐賀県も県単位でやっています。北海道で45市町村と申しましたが、そういう自治体ではなくて県単位でやっている。そのぐらいこのピロリ菌が及ぼす影響、そして若年層から除菌した方が本当にいいんだというお話です。

一つですね、日本ヘリコバクター学会というのがあって、ここの理事長をされている富山大学の杉山先生が、本当に詳しくいろいろやって…今啓発活動を行っております。

今長々といろんな説明をしましたけども、そこを聞かれて町長はいかがでしょう。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私ども以上に斉藤議員の調査に敬意を表する次第でございます。

私どもも少し情報不足のところがありますので、今いろいろ御指摘いただいたところを一つ一つ確認しながら、他の自治体の事例も参考にさせていただきながら進めたいと思います。

本町では、福祉、医療の連携会議がありますので、こういうところの事案として提案していくのもございますし、また今、教育サイドの話もいただきましたので、教育委員会としての内部協議なども踏まえてですね、いろいろ連携をしながら、この事案については少し議論をしてみたいと思っております。いずれにしてもピロリ菌だけの話ではなくて、生活習慣病という大きな問題もありますので、少しでも町内の健診率を高めていって、少

しでも健康が害されないような、そういう施策をつくってまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 先ほどですね、来年度から札幌市がリスク検診ということで、胃の粘膜の萎縮が進んでいるかとか、低いとか…検診があるわけなんです、これを始めるきっかけ…これはもちろんいろんな方面の働きかけがあったと思いますが、一つは札幌市民のアンケート調査…これがあるんですね。この調査の中で、約9割の方がヘリコクターピロリ菌の除菌治療を受けてみたいと、こういう答えがあったそうです。そしてその中で約65%の方は、費用の助成、健康保険の適用があることを希望している。今回の保険適用の拡大は、慢性胃炎の方の除菌のための保険適用で、今言った検査と除菌…これは金額的にいうと、初期の検査は非常に安いもので、1,000円も掛からない感じ。除菌を合わすと約20,000円ぐらい掛かってしまう。3割負担として約6,000円ぐらいですか。今言ったアンケートは、この除菌に掛かるお金…検査から除菌…ここに保険の適用があった場合、それから市の助成があればいいなという、このアンケート調査が非常に大きくて、それで来年度からABC検診を行う。これはどのぐらい胃がんに対してリスクがあるかという…それがあったときに、対応は除菌とかいろいろな方に進むわけなんです、それで、さっき鷹栖町の話をしましたけども、鷹栖町は説明会…当然、父母の同意とか理解を得るためにやったそうなんです、ほとんど父兄が来られなくて、そこでどういう取組をしたかという、参観日の中で時間をいただいて、そこでピロリ菌の話をされたそうであります。金額的には今言ったとおりそんなに掛かるわけではありませんけども、下川の場合は中学生までの医療費が無料になっているんで、例えば、中学生で検査と…陽性反応が出て感染している場合、除菌までの費用は無料になりますか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） ピロリ菌の除菌に関しましては、保険適用になってございますので、除菌をするということで病名を慢性胃炎または十二指腸潰瘍、胃潰瘍、そういうような病名が付いた場合にですね保険適用になるのかなと思っております。それで保険適用になって、3割本人負担…その負担分につきましては、中学生の場合は医療費が無料になるというようなかたちでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） そういうふうになった場合、今いろいろな先生方のお名前を出しましたけども、除菌で本当に効率的に…大事なのは15歳から30歳まで、ここで除菌をすると将来的に胃がんの発症が少ないというわけなんです、うちは中学生までですから、例えば高校生…大体87名ぐらいですか…そういう方で同意を得て、検査、除菌を受けたという父母からの希望があった場合、私は是非中学生とともに…医療費が無料ではあり

ませんから負担は掛かるわけなんです、その部分で町としての助成を希望したい、是非進めていただきたいというふうに思うんですが、町長いかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これについては少し議論の場が必要じゃないかと思っておりますので、時間をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ピロリ菌だけが胃がんの原因とは言いませんけども、先生方はさっき言ったとおり 99%はピロリ菌だという提言をされております。ピロリ菌を早く発見して、そして将来の胃がんの発生を防ぐという予防の上から、身体の影響が少ない…内視鏡などを入れないで済む…本当に身体の負担の少ない検査と除菌…除菌は簡単なんです。

抗生物質 2種類、それからもう一つの薬…3種類を 1週間飲むだけで、ほとんど…85%ぐらいが除菌されるとお医者さんは言っております。ここの部分で 1回感染を切っていくと、この子たちが成人され、結婚されて、お子さんができた時に、そこで持続感染というところの根っこが切られるわけなんです。ここの部分が非常に大事で、日本は肺がんが 1位、胃がんが 2位ですか、大腸がん、乳がんとありますけども、ここの部分の胃がん予防…がん予防の将来的にわたって…それこそ佐賀県知事が仰ったとおり…自分自身が胃がんになった経験があるそうなんです、子供たちの将来への最大の贈り物だという見事な名言を言った方ですけども、そういう意味で県単位でやっております。どうか下川の大事な子供たちを、将来的にがんから命を守るために是非この点を町長も考えていただいて、取組を進めていただきたいというふうに思います。

もう一つですね、これは通告してませんでしたけども、教育長に聞きたいんですが、6月 2日、国の第 3期がん対策推進基本計画というのが大体大筋でまとまりました。その中で、がん予防や治療法、それから命の大切さを伝えるがん教育の推進という部分があるんです。

これは子供のうちから、がんとそれから命の大切さを教育現場で学ぶ取組というものなんです、一つ事例がありまして、東京の豊島区の明豊中学校の公開授業の中で、こういう取組が行われました。今現在、教育現場で話をされる中で、変なおじさんについていってはいけない、知らない人に声を掛けられても知らんふり、見て見ないふりとかですね…それも大事でしょう…自分の身を守るために。ただ、人に優しい気持ちを持たすことも教育だと思います。そういう意味で、この命の大切さという…がん教育の推進という部分で、教育長から一言何かありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。まず、胃がんの関係につきましては、今回、斉藤議員からのお話をいただきまして、ピロリ菌と胃がん、あるいは十二指腸がん、

こういったものに対する関連について認識を新たにさせていただきました。ありがとうございます。

ただ今お話をいただきまして、健康課題の大きな一つであるこういった事項については、保健福祉行政の担当課の方とも十分連携を取りまして、学校とも協議をしながら、そういった情報の伝達をさせていただきたいと思います。

また、命の大切さ等につきましては、道徳の教育…こういった中でも推進をしているところですが、小学校、中学校ともに学校長が仰っているのは安全第一と、そういったことを言っております。

ただ、御指摘をいただきましたように、胃がんの話とはずれますけれども、やはり人との交流…こういった社会的な交流なしに今後の生活が成り立つわけではありませんので、そういった部分には十分意識を持ちながら対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 次に、高齢者の住宅対策についてということで、空き家の利活用の課題として、所有者が様々な理由で残され、処理されない生活品…家財道具があると思いますが、所有者本人が町外に出ている場合、又は亡くなられた場合に、町外にいる家族が処理されないこともあると思います。現在、町内にそのような事例が何件ぐらいあるか、担当課としては把握されているのか。

他の自治体でもこの課題が空き家対策の一つの障害となっております。下川町も高齢化が進み、将来的にはこの問題は避けられないものと思います。

そこで、快適住まい促進事業の中に、利活用が可能な家屋に限定した、生活品の処理の助成をする考えはないか、町長に伺います。

その後は、先ほどの春日議員の質問と重複しますので、ここまでにしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、自席で答弁をさせていただきます。御質問の「高齢者の住宅対策」について、お答えをさせていただきたいと思います。

現在の下川町高齢化率は 39.9%となっておりまして、今後においても戸建て住宅に居住する高齢者世帯を中心に空き家が増加するものと思われるところであります。

これまでの空き家対策といたしましては、空き家バンクを創設しまして、情報の提供を進めるとともに、平成 23 年から 28 年までの間に「快適住まいづくり促進事業」によって、中古住宅の取得を 25 件、住宅解体につきましては 117 件に対しまして助成するなどの対策を講じてきたところでございます。また、今年 3 月時点の空き家状況についてであります。一定程度の改修を要するものの、利活用が可能な物件については 37 件となっております。

質問の 1 点目の「所有者ご本人又は相続人等が町外におり、生活品が残っている空き家

の件数」についてであります。これについては把握できておりませんが、今年度から「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「協議会の設置」や「空家等対策計画の策定」など様々な調査、実証を予定していますので、詳細な状況を今後も把握してまいりたいと思っております。

2点目の「利活用が可能な家屋に限定した生活品処理費用の助成」についてでございますが、町外に転出されても生活品に対する親しみや愛着によって処理ができない場合、あるいはまた遺族による神棚や仏壇の処理が難しいなど、経済的負担よりも精神的負担に起因する場合があると思われることから、必要な調査、検討を進めまして、今後必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

本町では様々な事業について取り組んでいるところでございますけれども、今後も地域の課題をしっかりと把握して、そして施策を講じてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今回と同じような質問になりますが、昨年の28年第4回定例会で質問して、その時のお答えとしては、実態把握がまだできていないと、実態把握をきちっとして進めていきたいという答弁でした。それで、今もその部分の実態把握はまだできていないということなんですが、私は27年の6月にも…第2回定例会でも質問しています。そこで一番初めに言ったのは、所有者、所有の管理者等にきちっと連絡を取ってやらないと、皆さんが地元にいるわけじゃありませんから…町外に居て…そういうことも探しながら、やはり把握という部分をやっていかないと、いろんなプロジェクトを立ち上げたとしても、ここの部分が大事なんですね。ここの部分をきちっとした中で、所有者、それから所有の権利を持っている方と、将来どういうふうにするのかという部分なんですね。

それで、先ほど家財道具のことも言いましたけども、そこが今、他の自治体で非常にネックになっているんですね。これどうして把握がなかなか…約2年ですけども進まないのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 斉藤議員が仰るとおり、この実態の把握というのが大変大切だということを認識しております。昨年度の調査によりまして37件の利活用が可能な…一定程度改修が必要であるけれども利活用が可能だということは把握できましたので、今年度の調査によってそこに改めてヒアリング等かけながら、また、新しい物件については住民のアンケート等もやりながら把握に努めてまいりたいというふう考えております。

それともう一つ、今年の事業として、把握するため一件一件の所有者等にあたる組織、総合的なコーディネート組織…役場の職員も限られておりますので、全てにおいてできませんので…そのコーディネート組織とともに構築をいたしますので、その中で実態の把握等十分やっていきたいと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 今お話がありましたけども、確かに職員の数も限られてるし、仕事もほかにあるし、大変だと思います。そこで、他の自治体ではどういう感じて実態の把握をやっているかという、地元の町内会…要するに地元の方の…町内会ですから近所もほとんど知っている方なんてのはなんでも知っているらしいんです。そういう方の自治会とか町内会とかそういう方に協力をしていただきながら行っていった結果、非常にスムーズにいったという例があります。そのへんも含めて進めていただきたいというふうに思います。家は人が住んでいないとどうしても壊れていくというか…ありますから、本当はなんで1年も2年もかかるんだというふうに思っていましたけども、そこをもうちょっとです…分かんと思うんですよ。家というのは生き物みたいなものですから、いなくなっちゃったら本当に壊れていく。利活用できるものができなくなるということもあるので、そのへんは是非スピード感を持って行っていただきたいと思います。

それから、今回僕が提案した、家財道具、生活用品の処理…快適住まいの中で解体とかいろんな助成がされてますけども、その中に助成ができる一つのものがないかという質問なんですけど、確かに今町長が言われた答弁のように、家財道具の中には精神的にも大事なものというのは確かにあります。それでちょっと大きな都市になりますが、そういうところでは生活用品…先ほど町長が言われた神棚とか仏壇とかですね、それから本当に思い出がつまったいろんなもの、当然そういうものは本人が亡くなった場合は子供さん方に立ち会ってもらってやる人が多いです。それもただ建設関係の業者じゃなくて、今はそういうかたちで家財道具の分類をするような仕事をされている事業もあります。そこにお願ひしてやっている場合が多いんですが、ただ、これは一律ではないんですが、大体一坪15,000円から20,000円ぐらいというのが相場らしいです。そうすると単純に計算してもある程度掛かってしまう。解体するぐらい掛かる場合も…家の大きさによりますけども。

そこでですね、そういう大事なものはちゃんと分類してもらおう…そういう事業者ですからやってもらおう。そして後は廃棄するという部分があります。そうやって所有者、それから権利者の方とお話をして、そしてその家を売買するのか賃貸するのかそれは分かりません。でもそういうふうに利活用できるように進めていくことが可能になるわけなんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 家を賃貸する、売買する、様々な要因、問題、課題等があるというふうに考えております。昨年調査をいたしましたところでは、島根県の雲南市では、空き家の片付け事業に補助金を出しているという事例がございました。ここについては、空き家バンクに登録する、または登録をしようとする物件に限って、5万円をマックスに…事業費の2分の1を片付け助成をするというようなところを検討していると。これによって何が進んだかという、空き家バンクに登録する人が増えたというようなインセンティブになったというような評価があったというふうにお伺いしております。

そんな中で、昨年、下川でも専門家等を招きまして、先駆的なモデル事業ということで国土交通省の補助をいただきながら検討会を重ねております。

そんな中で、総合的にやっていかなければいけないということで、下川ならではのサービスとかサポートということが検討されるべきであろうということが話し合われております。

例えば、引っ越しの手伝いサービスができたり、掃除のサービスができたりと。または、空き家のオーナーの家財を1か所に預かるみたいなビジネスができたらどうなんだろうと。

また、資金運用を管理の関係では売買したりするための税金対策…こういったものを総合的に検討していきながら、今後の空き家対策を進めていこうということで、今年度ですけれども総合的な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） そのへんの処理を進めるためにも、私が今提案した家財道具の件の処理に関して、良い方向で進めていただきたいと思っております。

それで、先ほど利活用が37件ですか…昨年の12月の定例会では、担当課から利活用できるのは20件ぐらいというふうにありましたけども、この増えた要因というのはどういふことでしょうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） この調査は昨年の国土交通省の事業の採択をもらいまして、クラスター推進部の方で調査をした結果でございまして、平成29年3月9日現在の数字で、利活用可能なものが37件というような御報告を受けて、今、答弁の数字としたところでございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 前回言われた60件から70件ぐらいの空き家、その中で利活用できるのが約20件ぐらいだというお話でした。今回37件というのは、この半年ぐらいの間で家を出られた方とかそういうので多くなったのか、それとも前回の60から70ぐらいの中で20件…この中の利活用がたぶんできないだろうと思った中で、よく調べたら利活用が可能だというふうになったのか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 今現在の数字といたしましては、空き家全体で67件と把握をしております。そのうち、利活用が可能なものが37件、廃屋に近いものが30件というようなおさえ方をしております。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 空き家総数は増えていないのに、前回…利活用は20件、今回は37件ということは、単純に…よくみたら利活用できるということですか。そういうふうに理解していいんですか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 前回の20件というところの数字の出所の資料を、私、持っておりませんので、その整合性はちょっと後日確認をさせていただければなというふうに思います。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） そんなに重要なことでもないんですけど、ただ、件数的に増えていない中で利活用という部分であったら、やはりですね利活用の調べる角度が違うのか…専門的に…そのへんちょっと分かりませんが、壊すのはなんでも簡単、だけど使えるものは使っていくという部分…もちろん所有者の考えもありますから、こちらからそれを強く求めることはできませんけども、できれば使っていていただく中で、これから下川が人口の減少をなるべくなだらかな坂にしながら進めていく中で、下川に来たいという人がいたときに、今までのように時間がかかるようなことではなくて、公住も含めて…空き家も含めて、なるべく早くきちっと用意してあげられるような体制をつくることも大事だというふうに思いますので、そのへんも含めて良い方向、良い案ができて、空き家対策が進むように希望して私の質問は終わります。

○議長（木下一己君） これで齊藤議員の質問を閉じます。
ここで13時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時15分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
一般質問を継続いたします。
次に、質問番号3番、5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 私の方からは2点ほど質問させていただきます。

まずは、林野火災危険期における各団体等との連携についてですが、本町における林野火災といいますと、昭和43年6月25日、珊瑚地区で、およそ900haを焼失するという大きな林野火災がありました。また、記憶に新しいところでは、5月8日、宮城県栗原

市、岩手県釜石市で、まったく同じ日に大きな林野火災が発生しています。

本町の林野火災危険期間は6月30日までと聞いていますけども、林野火災予防対策協議会における下川消防署、上川北部森林管理署等との連携はどうなっているのかをお聞きします。以降の質問は自席にてさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「林野火災危険期における各団体等との連携」について、答弁をさせていただきます。

昭和43年に奥珊瑠地区の山林に大規模な火災が発生して以来、関係者の林野火災予防に対する御努力によりまして、幸いなことに大規模火災が発生してございません。

林野火災は一たび発生すると、乾燥や強風などの気象条件によって火災面積が拡大し、多くの森林を消失するとともに、消火・復旧作業に多大な労力や経費などを必要とするだけでなく、森林の機能も長期間にわたり失われることから、林野火災対策として、未然に防止することが何よりも重要であると認識しているところでございます。

下川町林野火災予防対策協議会における、上川北部森林管理署、下川消防署との連携であります。下川町地域防災計画の中で定められている林野火災予防計画において、各機関の役割、連絡系統等を定めているところであります。

具体的な対策といたしましては、予防活動は、役場内に下川町林野火災予防対策協議会を設置し、上川北部森林管理署、下川消防署と連携し、広報誌や行政情報告知端末による普及啓発、森林内の巡視、山火事注意旗の掲揚などのほか、各地区森林愛護組合に協力を呼び掛けるなど、林野火災を未然に防ぐよう取り組んでいるところであります。

次に、消防対策であります。林野火災発生時は、役場内に下川町林野火災対策本部を設置し、上川北部森林管理署及び下川消防署と情報伝達を密にして、火災現場へのアクセス林道や現場の火災状況などを的確に把握することによって、消火と火災の拡大防止に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 本年度の北海道における林野火災の発生件数、また、上川北部の発生件数、野火も含めてですけども、何件だったのかをお聞きします。もし本年度の統計がまだ出ていない場合は、昨年…28年度で結構ですので教えていただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） お答えいたします。本年度の北海道の林野火災の発生件数につきましては、6月現在におきまして8件となっております。また、昨年度の発生件数につきましては、全道で26件の発生件数が確認されております。以上です。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 6月に入りまして8件ということで、昨年も26件ということをお伺いいたしましたけども、大変多いというような気もいたします。この近くではそういうことは起きていませんけども、常に危機感を持って取り組んでいくべきだというふうに思います。

今年も強風の日が多い気もしますけども、野火が広がって林野火災へとつながるケースもございます。森林法やその施行令では、森林の周囲1kmでの火入れ…いわゆるアスパラ殻の焼畑の際、町長の許可が必要ですが、焼畑などの指導や許可状況はどうなっていますか。加えて、その時の消防との連携は密にしているのでしょうか。お聞きします。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 林野火災に対します火入れ対策でございますけども、毎年度設置しております下川町林野火災予消防対策協議会の計画におきまして、火入れ対策を実施しております。火入れ対策といたしましては、火入れは極力避けるようにして夏期、または秋期に行うように指導しております。また、火入れをする場合には必ず許可を取って、附帯条件を遵守していただくように指導しております。また、各森林に隣接している周囲1kmの土地につきましては、1週間の期間を持って許可するよう心掛けております。その他、様々な点がありますけども、いずれも下川消防署または上川北部森林管理署と連携を取りまして対策を行っております。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 下川町の森林整備計画の中で、林野火災の予防方法の項目があります。山火事等の森林被害を未然に防止するため、路網の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時、適切に実施するとともに、防火池等の整備を推進することとしますとあります。先ほど町長の答弁の中でも答えていただきましたけども、この中の防火池についてお聞きします。

もし林野火災が発生した場合、消火作業の大きな役割を担うのが防火池と呼ばれるものでありますけども、本町における防火池と呼ばれる溜め池は幾つあるのか。分かれば地区ごとに教えていただきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 防火池の設置でございますが、基本的に防火池の設置条件といたしましては、水量が20tから40t程度保持できる条件を基本としております。また、傾斜のない平地で土質が粘土質であること。また、近くに取水できる川があること。また、道路から2m以上離して消防のホースがとどく範囲で設置できるといっ

た条件を基に設置しておりまして、設置状況でございますけれども、地区ごとに申しますと、まず21世紀の森珊瑚地区では6基、また溪和地区では3基、上名寄川向地区では1基、合計10基を設置しております。その他の地区につきましては、先ほど申し上げました条件と照らしまして、適地がないというところで設置しておりません。以上でございます。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 今10基ということをお伺いしました。砂防ダムというのもあると思うんですけども、この中には入っていませんか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 砂防ダムは含まれておりません。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） その防火池の整備についてですけども、メンテナンスと申しますか、いつでも活用できる状態を保つ整備状況はどうなっているのか。定期的にこの10基の防火池を点検しているのかお聞きします。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 防火池のメンテナンスでございますけれども、町職員または森林巡視員等によりまして定期的に巡視し、使用できるように保っております。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 適時使用できるように保っているというお答えをいただきましたけれども、例えば池の周りの草を刈るとか、枯葉が積もり積もっている…そういう底を漁ると申しますか、そういうような状況で適時そういうのを保っているということでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 巡視によりまして、状況によってそういう…例えば枯葉を除去するとか…必要な場合は実施するということで、まず基本は巡視というかたちで行っております。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 私も今回の質問の件で、森林巡視員の方からも何度かお話を伺っ

たところでございます。

巡視の際、路網の整備…林道に問題があれば逐次報告し、その後はちゃんと整備されているという報告を受けています。ですが、防火池は実際どこにあるか分からないという…普通に林道を通って大きな池がそこそこあるところは、これが防火池だなというところはあるんですが、実際巡視員の方が10基あるということが分かっていないというふうに見受けられます。林野火災予消防対策協議会の中で、防火池の場所を地図に示すなど、そういうことはされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 防火池の設置箇所につきましては、林野火災予消防対策協議会の中で…総会の中では示しておりません。仮にそのような…例えば巡視員の中で設置箇所に対して正確な情報がない状況があるとすれば、その点は改善していきたいと考えます。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 今地図に示されていないということなので、会議の席上、こことここという…10か所に印を付けて、周知をしていただければいいなというふうに思います。実は消防署も、実際防火池がどこにあるか分からないというお話を伺っております。

そういう面でもやはり密に連絡を取り合って進めていただきたいというふうに思います。

その巡視員の方にお話をお聞きした中で、確かにそういう防火池というのは絶対必要だというようなお話の中でですね、林道入口近くに沢水が流れている、先ほどの課長の答弁の中にもありましたけど、適地…当然そういうところに水を持って行って溜めているわけではなくて、自然と流れている水を利用しての溜め池というふうになってますけども、加えて消防車両、先ほどもありましたけども、ホースがとどく…消防車両が停められるスペースも確保できる場所をもう一度正確にして、新設または改良などをするべきだというふうに思います。

次に、林野火災ともなりますと、初期消火も重要ですが、ヘリコプターによる消火が大きな力になるわけですが、そのためには上川北部森林管理署等との情報共有や、道庁、陸上自衛隊名寄駐屯地との連絡体制も日頃から確認していく必要があると思うんですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは林野火災ばかりではなくて、全てのものにこういう予消防の連携を取っていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、特にこの林野火災については大規模化になる可能性がありますので、十分連携できるようなそういう体制をつくりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 是非日頃からの連携を重視していただきたいと思います。

一つ目の質問の最後になりますけども、上川北部消防事務組合…消防本部主宰で、平成10年、珊瑚地区で大規模な林野火災消火訓練を実施しているんですよね。私も消防団という立場上、それに参加させていただいたわけですけども、その時に自衛隊のヘリで上空から数トンの水をかける訓練も実際にデモンストレーションとして行われました。それから19年経っているんですよね。下川消防団も昨年、林野火災を想定しての訓練を実施しているところでございますけども、町長として、上川北部消防事務組合の副管理者として、久しくやっていない大規模な林野火災訓練を、ここ森のまち下川町での開催を要望、要請して、忘れかけている林野火災の防火意識を再度高める手段としていくべきではないかと思いたすがいかがでしょうか。町長の考えをお聞きます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 過去の状況をよく把握しておりませんので、そのへん再度担当の方にも確認しながら、必要とすることであればそういうことも計画してみてもいいかなと思いますので、今後議論をしてみたいかなと思います。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 町民の皆様にも…山火事はこんなに怖いんだというようなところを、もう一度意識を高めていただく上で、是非ともそういうような大規模な訓練も検討していただければいいなというふうに思います。

次に、二つ目の質問に移ります。タウンプロモーション推進部の成果と課題についてです。

平成28年度、産業活性化支援機構内にタウンプロモーション推進部が設置されましたが、総合移住促進、起業塾、地域総合商社、地域人材バンク等の平成28年度の成果と平成29年度の目標と課題をお聞きます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 自席で答弁をさせていただきます。御質問の「タウンプロモーション推進部の成果と課題」について、お答えしたいと思います。

タウンプロモーション推進部につきましては、平成28年4月1日に下川町産業活性化支援機構内に創設、活動を開始し、移住者や起業家・事業承継者の誘致、地域産物の売り込み、働き手の確保などを総合的に実施し、地域産業の活性化と雇用の維持・創出を図るため、設置したものでございます。

総合移住促進につきましては、平成28年度実績といたしまして、移住定住ホームペー

ジの立ち上げ、メディアでの記事掲載による周知、東京や札幌での人材確保のための活動などを実施し、活動を通じまして、木工作家、福祉施設職員、町内企業社員の3人が移住しているところであります。

平成29年度は、既に3人が移住され、新たに情報発信担当スタッフを配置し、移住促進活動を更に活発化させていく考えでございます。

起業塾については、起業家の呼び込みと育成を目的といたしまして、実施するものですが、平成28年度の実績として、全国各地8自治体と連携した全国協議会の立ち上げ及び首都圏等からの体験ツアーを4回開催し、17名が参加されたところでございます。

平成29年度においては、誘致対象者を重点化するとともに、起業家の募集から選考、誘致後の支援まで、一貫した起業家等誘致・育成システムを構築してまいりたいと思っております。

地域総合商社につきましては、平成28年度実績といたしまして、移住者、商工会員、農協職員を対象とした、首都圏へ売り込む商材の選定や開発の検討会の開催、都市、企業への営業活動を行い、都市開発事業者への木製品供給につながった実績がございます。

平成29年度は、台湾への販路開拓、インバウンド実施への支援や外国人労働力の受入れに関して取り組んでまいりたいと思っております。

また、人材バンクにつきましては、平成28年度実績といたしまして、求人情報掲載システムの開発やコモレビ内への求人情報掲示板の設置などを行い、求人サイトを通じて移住された方もいるところであります。

労働力不足は、地域産業の重要課題と認識しているところでございまして、平成29年度は、システムの運用に加え、移住促進活動と連動した人材誘致活動の実施などの取組を強化してまいりたいと思っております。

総体的に申し上げますと、これまでに優秀なスタッフの確保とネットワークやシステムといった基盤が整い、かつタウンプロモーション活動による移住や地域内外における人的ネットワーク構築による新たな動きも見られるなど、今後にごたえを感じているところであります。

一方で、これまで以上の成果を挙げるには、庁舎内関係各課、各関係機関との連携協力が必要不可欠であることから、連携を図りながら更に取組を発展させ、地域産業の活性化と雇用の維持・創出を図っていくつもりでございます。

以上申し上げますと答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 総合移住促進、起業塾、地域総合商社、人材バンク等の事業を積極的に推進され、一定程度の成果が表れていることに敬意を表するところであります。

また、スタッフの充実や人的ネットワークの構築も進み、次の展開も期待されると思いますが、一方で課題も多いと感じます。例えば事業承継の難しさや人手不足、手延べうどの今後、特産品の売り込みなど、多岐にわたってあると思うのですが、町長はどう感じていますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これまでも中小企業の様々な制度設計をしまいいりまして、支援活動は下川町の歴史の中で早い時期から進められてきたと。この中小企業の条例につきましては、国内においても自治体としてかなり早い時期での取組でございましたので、他の自治体においては注目をしているものであります。

また、これまでの歴史の中で大変成果も挙がっているという、数値的なものもございまずので、今後はさらに今御指摘のありました事項について、いろいろと制度の中身を検証しながら、より良い効果のあるものにしてまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 事業承継の難しさなんですけども、その事業承継についてお聞きします。

事業を受け継いでもらいたい業者、その事業に興味を持ちやってみたい方、双方が話し合うわけなんですけども、物別れになるケースも多々あるとお聞きします。

その原因の一つとして、金銭面での双方の考え方の相違で物別れになるケースが考えられます。タウンプロモーション推進部としてもそこが頭の痛いところだと思います。経営者さん側と何度も協議をしていかなければならないことだと思いますけども、一般の方が企業を買い取る仕組みですね、買いたいけど十分な資金がないと。一つの方法として、金融機関に企業診断といいますか、企業査定をしてもらう方法がありますが、これには多額のお金が掛かります。1件の査定におよそ150万円から200万円ぐらい掛かるとお聞きします。しかも成功すると、売れた金額の数パーセントの手数料が発生し、もちろん売れなくてもこの査定料金が戻ってくるわけではございません。

ここでお聞きしますけども、町としてそういうところをいくらか支援する考えがあるかないか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 時代はそういう承継問題というのがどの地域にもあるかと認識しているところであります。そこにリサーチをかけていかなければ、なかなか双方が合意できるものを見いだすというのがハードルが高いのではないかと感じております。

本町といたしましては、中小企業の基本条例の中で、そういう制度設計が可能かどうかというのは今後また諮問の会議もございまずので、いろんな意見を聞き、また関係機関…商工会をはじめとした経済団体がございまずので、こういうところとも聞き取りをしながら、更により良い方法を見いだしてまいりたいと思います。今、様々なシンクタンクがこういうところに多岐にわたって情報提供をいただいている状況でございまずので、そういうところもいろいろと相談させていただければと思っています。

また、大規模ではないんですけども、無償でそういうところの相談受皿をしている公的な機関もありますので、こういうところもうまい具合に併用しながら、企業診断をできればいいなということで考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 大変興味のあるお答えをいただきました。無償でもそういう査定をしていただけたところがある。下川町というのはそういうところ本当に…やっていくのは上手だと私も思っています。是非そういうような…安くですね、あまり経費の掛からない感じで話し合いが進んでいただければいいなというふうに思います。

次にですね、町長のお考えをお聞きしますけども、これは起業塾事業にあてはまるかどうかなんですけども、町長もよく耳に思うんですけども、最近話題になっているクラウドファンディングというものがあります。これは分かりやすくいいますと、一般に製品開発やサービスの開発、アイデアの実現など、ある目的のためにインターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ることをいうものですが、一般的に支援者に対するリターンによって大きく三つに分類されます。支援してリターンがない寄附型、金銭的なリターンが伴う金融型、そして金銭以外の物品や権利を購入する購入型、この購入型ということにちょっと私考えたんですけども、何となく…お金を出して物を得るといような感じの購入型…ふるさと納税に似ているような気もしまして、違うといわれれば違うんですけども、下川版クラウドファンディングともいいますか、ふるさと納税を利用して、新しい基金をつかって…仮にチャレンジ基金みたいな新しい基金を設立して、何かにチャレンジしたい人を詳しく紹介して、それに賛同してくれた方がふるさと納税を通じて支援をしてくれるといったような仕組みづくりというのがあればおもしろいんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、下川に住んで何かをやりたいという気持ちで移住してくる方も増えてきています。是非御一考していただきたいと思うんですけどもどうですか。お聞きします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 資金の集め方はクラウドファンディングも一つの選択肢だと思います。様々な誘い水で資金を集めていくという方法があると思います。ただ、クラウドファンディングもいろいろ課題がありまして、私も関わってやったことがあるんですけども、大きな事業をやっていくときには、なかなか簡単に資金は集まらないということですね。小規模な数十万単位で資金を集めるんですしたら目標はそんなに高くないでしょうけれども、やはり生業としてやっていく事業をつくりあげていく…相当な目的、目標、また心を打つ事業でなければ簡単に資金は集まらないということです。ただ、こういうようなこともいろいろと検証しながら、方法論は考えていく必要があるのではないかと。クラウドファンディングそのものは悪い制度ではないと思っていますので、そういうところも含めて起業家の育成をできればいいなということで考えているところであります。以上です。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 町長の仰るとおりだと思います。いろんな仕組みを考えて、今後ますます発展につなげていただきたいと思います。いずれにいたしましても、タウンプロモーション推進部は、農業や林業、商工業や建設業などの町の経済界のいわゆる繋ぎ役的な存在で、スタッフも若く、積極的に地域に溶け込み、情報を収集し提供しています。この動きを止めることなく引き続き地域発展をしてほしいと思いますが、最後に町長の思いを聞かせていただいて私の質問を閉じたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） やはり仕事をつくっていくというのが下川町のこれからの存続へ向けての一番大きなキーワードになってくるのではないかと考えています。そういう意味では、人材育成、人材誘致、ここのところをしっかりやっていかなければ産業に結びついていくことがないということで考えてございますので、いろいろとまた御指摘をいただければ、私どもも協議しながら更により良い方法を見いだしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 以上で大西議員の質問を閉じます。

次に、質問番号4番、6番 蓑谷春之 議員。

○6番（蓑谷春之君） それでは、2件につきまして質問させていただきたいと思っております。

1件目でございますけれども、公営住宅、町営住宅の現状と落雪による危険箇所の防止対策についてでございます。

積雪による公営住宅等の屋根からの落雪に伴い、人力による作業が非常に困難な高齢者の方々も多いというふうな考えられるわけでございますけれども、そうした高齢者の方々の意向を踏まえ、特にベランダ等を含め、年次計画により整備できないか考えをお尋ねいたしたいと思っております。2件目につきましては、自席から質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「公営住宅・町営住宅の現状と落雪による危険箇所の防止対策」について、答弁をさせていただきます。

本町の公営住宅及び町営住宅の管理戸数は、公営住宅が335戸、町営住宅が82戸となっており、これまで入居者の皆さんが快適で安全に安心して住むことができる住環境を確保するため、様々な整備を進めてきたところであります。

落雪による危険箇所の防止対策について、今年の5月に公営住宅を中心に、屋根等から落雪により危険が生じる可能性のある箇所等を確認したところでございます。

その状況として、高齢者が入居する住宅は、町や個人がベランダ等に防雪対策を行って

おり、一方で構造上防雪対策が必要ないと判断される住宅の確認を行っております。

これらの資料を基に、どのような構造の防雪対策が必要なのか、今後調査検討を行い、早期に整備できるよう準備を進めてまいります。

なお、町営住宅については、高齢者が入居されている住宅の構造等を確認した結果、現状では防雪対策を施す必要はないものと確認したところであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。

○議長（木下一己君） 6番 蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君） ただ今お答えをいただいたところでございますけれども、御案内のとおり、道北地域、特に下川町も含めてでございますけれども、積雪寒冷地帯であるというところでございまして、昨年の11月には大雪、そして大変な寒さ、そして根雪になったところでございます。そういった状況の中で、ただ今お答えいただきましたように、今後検討し早期に整備を図りたいというお答えの中で、今年度から実施されるのかどうか、考え方を聞きたいと思っております。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これについては住居者の命にも関わってくる問題もございまして、担当とはそのへんの方策をいろいろ詰めているところであります。まだ5月に調査を実施したばかりでございますので、どういような方策を取ったらいのかというのは今後きめ細かに詰めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、快適な暮らしをしていく上で、冬の生活というのが積雪寒冷地では一番大事になってくると思っておりますので、屋根の落雪ばかりではなくて、周辺整備の環境も含めて、いろいろ検証していかなければならないと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（木下一己君） 6番 蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君） 検討するというところでございますけれども、検討内容を十分に入居者に説明をしながら、できれば今年度から実施をしていただきたいということを申し上げておきたいと思っておりますし、御案内のとおり、公営住宅においては総合計画で建替え計画がなされている状況でございます。下川町に入ってくると、元町公営住宅が…非常に担当の方も苦勞されているというふうに認識をしているところでございますけれども、そういった点も早期に建替えをし、下川町に入ってくるなり暗い思いをするのではなくて、素晴らしい町だと言える様な住宅政策を取っていただきたいということを申し上げて、1件目の質問を終わりたいと思っております。

続けてでございますけれども、2件目でございます。建設工事における工期の設定についてという質問でございますけれども、年々建設工事が減少する中であって、特に土木工事の発注が遅く感じているところであります。通常遅くとも10月末か11月上旬には完了し、そして引き渡しをすべきというふうに思っていたわけでございますし、27年の一般

質問でその旨質問した経過がございますけれども、特に 28 年度工事の中では、当初予算に含まれていた安原公園整備が、平成 26 年度から継続工事が進められまして、平成 28 年度工期 12 月 27 日、また平成 27 年度の工期が 12 月 28 日と年末の切羽詰った時期が工期に設定されているというような状況がございます。

そういった工期に設定した理由、さらに3年間の継続工事の工事費についてお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「建設工事における工期の設定」について、答弁をさせていただきます。

土木工事の発注につきましては、年度当初に発注計画を立て、計画的な発注に努めているところでございます。

工期の設定について、平成 26 年 6 月に改正されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の品質確保とその担い手の確保及び育成などを図るため、発注者共通の指針である「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、施工に必要な実日数のほか、建設資材や労働者の確保などに要する準備期間を設定し、発注時期や工期末が一時期に集中しないよう、施工時期の平準化や工事の性格、地域の実情、自然条件などに考慮した工期の設定に努めているところであります。

次に、平成 28 年度に実施した安原公園整備工事の工期を 12 月 27 日までとした理由につきましては、8 月に発生した大雨災害の対応など、不測の事態によりまして、発注時期に遅れが生じたためでございます。

また、安原公園整備工事の 3 年間の事業費につきましては 7,157 万円となっております。

今後も建設工事の発注及び工期設定につきましては、計画的な発注と適切な工期を設定いたしまして、公共工事の品質確保に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 6 番 蓑谷議員。

○6 番（蓑谷春之君） ただ今、答弁をいただいたところでございますけれども、安原公園につきましては、昭和 42 年に寄附を受けたところでございます。寄附をされた方の意向を踏まえて、町民の安らぎの場だとか…そういったことをいわれているわけでございますし、総合計画においても事業の概要については、公園は地域住民の憩いの場、スポーツや交流の場、子供の遊び場など、多世代の方々が利用する地域コミュニティの拠点であり、利用者の視点に立った計画的な整備を行いますといわれているわけでございますし、安原公園につきましても、先ほど申し上げたとおりでございますし、町民の憩いの場も含めて心とむ公園であってほしいというふうに願っているわけでございます。寄附を受けた当時、あの地帯には、とど松荘、さらに池がございまして、非常にそういった意味では安らぐ場所になっていたのかなというふうに思うわけでございます。

そういった公園でございますけれども、今回の整備につきましては、平成26年度から28年度までの3か年工事となり、整備に向けて町民の方々の意見をどのように取り入れたのか。また、安原さんから寄附を受けた…寄附者の意向を十分踏まえたのか。そういった件について伺いたいと思います。

また、雪の多い下川町において、12月末完了設定は大変問題があると。現場を見てみたら、作業の方も大変苦勞した中で作業していたというふうに思ったところでございますし、常識的に考えてみても誰が考えても不適切があったというふうに考えるわけでございます。

そこで、工事が終わって検定、そして受渡しについて、現場確認しどのように実施されたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） お答えいたします。まず1点目の、町民の意見を聞いたかという点でございますが、パブリックコメントやアンケートなどの調査は行ってございません。しかしながら、平成26年の8月から9月にかけて、子育て中のお母さん方やお子さん方ですね、公園づくりに対します多数の意見が寄せられております。それらの意見を反映させた整備計画の図面を提示させていただきまして、ここに載せるにあたっているところでございます。具体的には、木陰にベンチを置いていただきたいとか、水遊びができる場所…そういうところをつくっていただきたいという意見をいただきまして、整備を進めたところでありまして、それに対する反応としまして3点ほど紹介させていただきます。

まず1点目としまして、私たちの声をいかしてくれてうれしい。こんな良い場所ができるならもう一人子供が欲しくなった。そのようなとても有り難い意見をいただいているところでございます。

次に、2点目の寄附者の意向を聞いているかというところでございますが、安原公園は私が記憶している範囲内では、池があるような…そういう公園にしてほしいということであったかと思いますが、実際のところ直接意向の確認は行ってございません。過去の経緯におきまして、整備を続けているものでございました。

次に、3点目の検定でございますが、蓑谷議員が言われましたとおり、年末の工事で雪が降っているという状況の中で行われたものでございまして、検定につきましては、年が明けて1月10日、検定が終わってすぐ受渡しということで、書類の検定と現地確認ということで検定をしております。土木工事につきましては、高品質の工事を実施するためには、冬期間の工事はできるだけ…可能な限り避けた方がいいというふうに私も考えてございます。ちなみに今年度の工事発注でございますが、土木工事に関していいますと、工事の平準化、そして早期発注ということで、現段階で土木工事の70%程度を発注しているところでございます。ちなみに昨年度の今時期で40%程度ということでございますので、発注時期に関しましては前進しているというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 6番 蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君） パブコメなどの意見は聞いてなくて、若い世代の御意見をお聞きし、もう一人子供を産みたいというような方もいらっしゃるという答弁がございました。

そこで、水飲み場が設置されているということでございます。水源につきましては上水道なのか地下水なのか、どちらを使用しているのか。上水道であれば1日中出すわけにいきませんので、タイマー設定かそういったことがされているのかどうなのか。

また、一番大事な点はここだと思うんです。現地を踏査してみたら、芝が非常に悪いと…でこぼこになっている場所が…かなりの箇所があると。そういったところを子供たちが歩いたり走ったりすると怪我をすると…つまり捻挫ですね。捻挫は一回なると、これは癖になっちゃって、治すのにかなりの時間が必要になってくると。自分もその経験があるわけでございます、そういったことが非常に危険だなというふう感じたわけでございます。芝の状況が非常に悪い中であって、今後その工事をするのかどうか。

また、町長から答弁をお願いしたいんですが、何度か踏査したことございますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 安原公園は2回ほど行きまして、芝は確かにちょっと悪いかもしれませんが、後いろんな機能の確認を試みましたが、非常に子供や親御さんに喜ばれるものではないかと確信をしているところです。

○議長（木下一己君） 6番 蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君） 二度ほど町長は踏査したという話でございます。何箇所というか…かなりの箇所あるわけですが、でこぼこが深く…10 cmぐらい沈む場所もあります。

そういった部分を直してから開放した方がいいのかなと。ただ直すにしても即直らないというような状況で、今後どうするのかもお答え願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） お答えいたします。前段質問のありました、池の水の問題でございますが、こちらに関しましては、先ほど言った子育て世代のお母さん方の意見にもありました…水遊びの場所、池の水は衛生的にいい方がよいという意見もございまして、池の水に関しましては上水道から補充をしております。補充の方法につきましてはタイマー設定で、夏場の間につきましては、午前から午後にかけて5時間程度、日の長いときは時間を午後ちょっと延ばしたりとか、そういう方法で対応してまいりたいというふうに考えてございます。補充の期間は一応5月から9月までと考えてございます。

次に、芝の状況でございますが、一昨日、私も…頻繁に気になって行っている状況でございますが、御指摘のとおりでこぼこがあるとこがございます。これに関しましては、大きな工事をするのではなくて、その部分に…よくゴルフ場で穴があいたところに芝の種と土を植えると、そういう方法がありますので、そういう方法で補修をしながらと考えてございます。芝の方も傷んでいる部分がありますが、それに関しては以前より徐々に生え

てきてはおりますが、状況をみながら手直しということで張り替えをしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 6番 蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君） いずれにいたしましても、手直ししなければ公園ということについては非常に良くない傾向にあるなというふうに感じているわけでございます。

町の中の公園といえば、末広ファミリーパーク、また共栄町のちびっこ広場、さらにフレペにある公園を見たところ、それぞれそれなりに整備をされていると。町の中にある安原公園は本当に工事が終わったばかりでございますけれども、非常に悪いというような状況を強く持っている一人でございますし、芝と雑草は違いますので、ちゃんとした芝づくりとか、そういった専門家にも意見をいただきながら手入れをしていくと。今言われたように、ゴルフ場の土を持ってきて、ならして芝を再生するという方法が良いのどうか分かりませんが、早急に整備はしていただきたいというふうに考えるわけでございますけれども、遅くとも1か月とかそのぐらいかかると思います。そういった実施をする意思がありますか。どうですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 昨今、やはりこういう公園とか、あるいはまた様々なレクリエーション施設…公的な整備をしているところについては、いろいろ事故が起きたときに裁判等もかかっているのが現状でございます。そういう意味では、100%そういうような事故が起きないように、早期に整備していくことが必要だと思いますので、早い時期に進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（木下一己君） 6番 蓑谷議員。

○6番（蓑谷春之君） 安原公園を例にとってお話いたしましたけれども、全ての公共施設、再点検を図りながら、今後とも取り組んでいただきたいということをお願い申し上げて、私の方からの質問を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで蓑谷議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ここで、14時30分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時14分

再 開 午後 2時30分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第7 議案第1号「下川町空家等対策協議会条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町空家等対策協議会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、人口減少社会を迎えた日本の抱える社会問題として、空き家問題が急速に顕著化する中であって、本町における空家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく協議会を設置するための条例を新たに制定するものであります。

協議会の役割としては、法に基づく空家等対策計画の策定や空家対策の施策推進について、御協議をいただくものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております、議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第2号「下川町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町総合計画の推進に当たり、より効果的な計画推進体制の構築を図るとともに、効率的な審議会運営を目的として、関係する条項について、下川町総合計画審議会条例ほか4条例を条建てで改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、下川町総合計画審議会条例において、委員数を20人以内から24人以内に変更するとともに、各審議会条例において、委員の任期の統一化を図るものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております、議案第2号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第9 議案第3号「下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、保育料の段階的無償化に向けた、子ども子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、平成29年4月に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、市町村民税非課税世帯の第2子について、保育料を無償化とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 説明させていただきます。議案第3号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例について、御手元に配付されております議案第3号説明資料と新旧対照表で御説明いたします。

国はこれまで幼児教育の段階的無償化に向けた取組として、低所得の多子世帯保護者及び、ひとり親世帯の保護者に対しまして、負担軽減が図られてきましたが、平成29年度、新たに子ども子育て支援法施行令の一部改正がなされ、所得階層が第2階層に当たる世帯…これは市町村民税の非課税世帯が主なところでありまして…の1号認定から3号認定こどもに認定された第2子に対する利用者負担を無償化とする改正が行われたところであります。

本町におきましても、今回改正された国の基準を踏まえ、本条例の改正をするものであります。

議案第3号説明資料の1ページ目を御覧ください。

利用者負担表の第2階層部分を太枠で囲ってありますが、現行、2人目の利用者負担額は、1人目の利用者負担額の2分の1としておりますが、今回の改正により、2人目以降を無料化とするものであります。

第2階層の世帯は、多子計算に係る年齢制限を、昨年の条例改正によりまして撤廃しているところでございます。

支給認定子どもの保護者と生計を一つとするものが複数人いる場合は、年長者から計算し、2人目が無料となります。

次に、2ページの新旧対照表を御覧ください。

昨年度の改正において、多子世帯とひとり親に係る軽減措置は、条文ではなく別表第1から別表第3の備考欄で整理させていただきましたが、本年度も別表第1から別表第3の備考欄で改正を行うところでございます。

これまで、別表第1の備考4で、多子計算する規定と第2階層から第5階層の2人目以降の保育料について規定しておりましたが、改正案では、第2階層の多子計算と2人目以降の無料化を規定しております。

備考5では、第2階層と第3階層の多子計算と2人目以降の保育料を規定しておりましたが、改正案では、第3階層の多子計算と2人目以降の保育料の規定をしております。

改正案の備考6は、第4階層から第5階層までの多子計算と保育料の規定を定め、追加しております。

別表第2では、これまで備考2で、多子計算と第2階層から第8階層の2人目以降の保育料を規定しておりましたが、改正案では、第2階層に係る多子計算と2人目以降の無料化について規定しております。

改正案の備考4は、第5階層から第8階層の多子計算と2人目以降の保育料について規定し、追加しているところでございます。

改正の備考5につきましては、改正前の別表第1の備考6が、改正案の別表第1の備考4と備考5の追加により、旧備考6が備考7に繰り下がることに伴う変更であります。

別表第3では、別表第2の備考改正に伴う準用備考の変更と、表の読替え事項の備考の変更を規定しています。

本条例につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） それでは何点かお伺いしますが、一つ目は、段階的に保育料の無償化ということなんです、平成27年に条例を制定して、昨年度もこの無料措置がありましたし、今回2年目ですが、昨年度と今年の該当者というか…該当世帯というか…どの

程度おられるのか。そして、この条例改正によって受ける影響額はどの程度なのか。減額だと思っただけですけども、それに対する国等の財源補填はあるのかないかお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 国としては段階的に無償化に向けて進めているところでございます。うちの条例も平成 27 年度に大幅に改正して、昨年も多子世帯のカウントの仕方、そしてひとり親世帯の負担軽減というかたちで行っております。今回については、今説明したとおりのことでありますけども、今回の条例におきましては、該当する方が 1 世帯 1 名ということでございます。どのくらいの軽減を見込んでいるかということ、年額 14,000 円の軽減でございます。ただし、平成 28 年の所得税の確定が 6 月末ぐらいに確定して、9 月に再見直しを保育料は行うところでございます。それによっては増減があらうかと思っております。

それと、国の財源の関係でございますけども、これにつきましては地方交付税措置で、下川町幼児センターは 28 年度で 1,377 万 8,000 円ということで地方交付税措置はされているところでございまして、この財源無料化の負担措置については、今後その部分で反映されてくると思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 3 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第10 議案第4号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、国民健康保険調整交付金の直営診療施設整備分を活用し、より高度な検査機能を有する医療機器である、高速マルチスライスCT一式を購入するものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、5月23日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について検討いたしました。

その結果、これまでの業績と今回購入物品の内容を勘案し、6者を指名の上、指名競争入札を行ったものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 何点かお伺いしますが、まず1点目は、財務規則等で、指名競争入札の場合は複数の者を指名するという事になっているんですが、先ほどの提案理由の中では6者指名ということなんですが、通常2者若しくは3者以上ということなんで、6者というのは非常に多いなと思いましたが、そのへんについての考え方…どうして6者なのか。

もう一つは、6者それぞれ選考した理由が、今回入れたCT一式のメーカーを指定した6者なのか、あるいは取扱い業者を指名した6者なのか、このへんについてお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 6者につきましては、病院でデモを行っておりまして、いろいろな機種、それからデジタルで読み込む…周辺機器等含めて、内部でデモを何点か行っております。その結果、機種を選定して、通常ですと何者かでしたが、そこで対応できる業者ということで考えられるもの6者ということで挙げて、入札を行ったという経過にあります。以上です。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） 2点目の御質問でございますが、これはメーカー指定で入札をさせていただいております。メーカーは、東芝メディカルシステムズ株式会社というメーカーのCTでございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） メーカー指定ということは、東芝…そこを指定したということは、この6者は全てこれを取り扱う業者だということですか。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） そうでございます。この東芝メディカルのCTを取り扱っている業者ということで6者を指名しました。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） このメーカーを指定したのは院内デモの結果だというんですが、具体的には取り扱うドクターの希望が入っているのかどうかということと、6者でそれぞれ同一メーカーを指定した取扱い業者ということになると、実績なんかはかなり明確になっていると思うんですが、ほとんど同じ条件で入札されたんでしょうか。それとも、通常、下川の町立病院に医療機器を購入するような一般的な業者が参加しているのか。例えば車ですと、トヨタのディーラーでも名寄と旭川と同じ車種でも違うように、その取扱いによってはディーラーが違うということがありますから、そのへんは数合わせの6者ではないということをはっきりしていますか。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） お答えいたします。このCTを選定するのに当たりまして、院内の規模を考慮しまして、東芝メディカルも含めまして4者のCTメーカーをお選びいたしました。

この4者のCTに関して、1月から2月にかけて他の病院へ視察に行きまして、そして

それ以降…2月から3月にかけて病院の方でCT、それからCTに附属するソフトといたしまししょうか…それらも含めてデモンストレーションを行ってまいります。その中で画像の処理ですとか操作性、さらには当然メーカーの参考価格もございませうけれども、そういうところも考慮して、4月26日でありますけれども、町立下川病院の中に町立下川病院医療機器等導入推進委員会という機械を導入するための選定委員会を内部でもちまして、その中で16名の委員…病院の院長以下ですね16名の委員と議論をしまいたりました。その中で、最終的に5月10日でありますけれども、その委員会の中で、先ほど申しました画像処理、それから操作性、さらにはメンテナンスの部分、また、当然価格のことも考慮いたしましたし、さらにこの東芝メディカルCTは、国内でのシェアが54%ということで利用率も高いということの判断の中で、最終的に東芝メディカルのCTを選定して、そしてこの機械がきちっと扱えるということで、同じ条件の下でこの6者を指名して入札を執行してきています。ただ、その6者のうち1者が入札を辞退されているというのは後ほど聞いたところであります。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 落札率を教えてください。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） 予定価格が3,600万円ございまして、今回の価格でいきますと87.8%の落札率でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第11 議案第5号「議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について」及び、日程第12 議案第6号「議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について及び、議案第6号 議会の議決に付すべき工事請負契約の変更については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年第6回臨時会におきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議決いただきました、「宿泊研修交流施設建設工事（建築主体・機械設備）」及び「宿泊研修交流施設建設工事（電気設備）」の請負契約について、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

変更の要因につきましては、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定され、旧労務単価と比較しまして平均で3.4%上昇したことによるものでありまして、賃金等の急激な変動に対処するため、契約書約款第25条第6項の規定に基づき、「宿泊研修交流施設建設工事（建築主体・機械設備）」につきましては、当初の契約金額より543万2,400円、「宿泊研修交流施設建設工事（電気設備）」につきましては、当初の契約金額より121万3,920円をそれぞれ増額し、変更契約するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 平均3.4%が急激な変動ということかと思うんですが、契約書の約款の25条第6項…どういうふうな規定になっているんでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の質問にお答えいたします。契約書の約款、第

25条第6項の部分でございますが、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」となっております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今の3.4%の急激な変動が予期せぬインフレ…デフレ…著しく不当という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） そのように解釈していただいてよろしいかと思えます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今後のこともありますので…そうしますと基本的な基準というか考え方みたいなものはあるんですか。何パーセント上昇すると予期せぬ著しい不当であると。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） 労務単価の改定などにつきましては、国の通知によりまして指示があるものでございまして、それに基づいて契約単価の変更を行っているところでございます。

○議長（木下一己君） 最後にしてください。7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 国の指示でということ著しい変化ということではないですね。もう1点、今後何パーセント上昇したら著しく不当という見解になるのでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） 先ほど言いました国の指示と申しますか、国の通知に基づいて、それを基準としてこの契約条項の対象部分を該当させたということでございます。

同じく国の通知によりまして、労務単価の変動などによりまして、1%までについては受注者側の負担とすとなっております。その超える部分について契約変更を行うということになってございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 今のところを確認したかったんですが、基準が 1%、今後 1%以上上がった場合については、全部契約変更していくということによろしいんですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） 先ほど約款の方で説明させていただきましたとおり、受注者側又は発注者側の請求によるものでございまして、協議によってそのように契約変更されるものでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 1%と言ったのは、これはあくまでも労務単価だけですか。資材費の…既に物品納入あたりであれば、その時に契約している単価が上がったら…1%以上上がったらまた契約見直しするということなんでしょうか。これは労務費に限りなんでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） 先ほどの契約条項にもありましたとおり、日本国内において急激なインフレーション、デフレーションというところを解釈していただきますと、資材費の部分についても急激な変動があった場合は契約変更ができるということになってございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 休憩を求めます。

○議長（木下一己君） 暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3 時 1 分

再 開 午後 3 時 8 分

○議長（木下一己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
答弁を求めます。
建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） 先ほど私、1%と話をさせていただきましたが、その件

に関しましては、契約変更額の1%…これが受注者負担でございまして、それを越えた分が契約変更となっておりますので、誤った表現を使ってしまいました。そのへんを修正していただきたいと思えます。

今回のこの契約変更の根拠でございますが、平成29年2月10日付け、国土交通省の方から各都道府県知事への通知でございます。この通知の中に記載されている部分でございますが、各地方公共団体におかれましてはということで、適切な賃金水準の確保を促し、技能労務者の改善を図るよう…ということで、各市町村にも要請の周知を徹底するようという文書がきてございます。その中身としましては、提案理由にありました3.4%の労務単価…これを速やかに活用するよう努めること、その該当部分としまして先ほど申し上げました契約書の25条第6項、こちらのインフレスライド条項を適用しなさいよということで今回契約変更を行ったものでございまして、決まった率があるということではございませんでして、国の通知に基づいてその都度、契約変更を行うということになってございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 技能労務者と言ったんですけど、技能労務者というのはあくまでも元請けのところの技能労務者ということですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） 技能労務者となりますと、受注者側の…当然現場では様々な作業員が従事しますが、そういう従事する者、工事に関わる者の全ての作業員と申しますか、関わる労務の者というふうに理解していただいてよろしいかと思えます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） あくまでも元請けだけですね。下請け業者などは関係ないということですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） 各種工事におきましては、労務単価を適用する場合、設計書にある程度数量が定められております。それに対する改定でございまして、その元請けで何人使ったとかいう部分については詳細には…受注者側が判断する部分でございまして、発注者側としては設計書に数量として定められている人工分と解釈していただいてよろしいかと思えます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第13 議案第7号「平成29年度下川町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第7号 平成29年度下川町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度一般会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ2億1,451万円を追加し、総額を54億2,751万円とするほか、地方債の補正でございます。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるもの、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、スキージャンプ選手に対する特別スポーツ功労賞等の表彰に係る経費、空き家等総合対策事業に係る経費を計上してございます。

農林業費の農業費では、農業研修道場等整備事業に係る経費、農業振興施設整備補助金を、林業費では、林業・林産業振興事業補助金、森林バイオマス熱電併給事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、宿泊研修交流施設整備事業に係る経費、お試しサテライトオフィスモデル事業に係る経費、集落ネットワーク形成事業に係る経費を計上しております。

土木費では、町道整備等に係る経費を、教育費では、スキージャンプ選手特別スポーツ功労賞等受賞祝賀会に係る経費をそれぞれ計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、財産収入、繰入金、決算見込みに伴う繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、下川商業高等学校入学促進等事業債の限度額の増額及び、補助採択に伴い農業経営者育成教育施設整備事業債を追加するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 1点だけお伺いします。この補正予算については、委員会に付託されるべきかと思えますけれども、その前に私の方でお聞きしたいのは、今日の本会議の冒頭に、特別委員会として森林バイオマス熱電併給事業の報告をさせていただいておりますが、この報告については、計画自体についてはそれぞれいろんな検証をした結果、不備があるのではないかとということをお報告してもらいましたが、そういった点については、私どもは議運で正式に決定した後、議長に報告し、そのことを理事者にも伝えた経過がございますが、そういったことを踏まえてもなおかつそのへんについての配慮がされているのかどうか、そういった予算であるのかどうかだけは確認しておきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先立って、議長、特別正副委員長ですね…立会いの中で口頭での報告をいただいたところでございます。その後、私どもでいろいろ内部協議をさせていただきまして、私どもも精一杯これまでの計画立案、そして提案に至るまでの経過を進めてまいってきたことがございます。そういう中で不備という指摘がございましたけれども、一定程度…私どもとしては…100%とは申し上げますけれども、この提案に至っては熟した時期であるとそういう判断の下で、今回補正予算として計上させていただいたところ

でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています、議案第7号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第14 議案第8号「平成29年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 平成29年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度下川町下水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ210万円を追加し、総額を2億8,054万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、住宅新築に伴う公共下水道公共枿等設置工事を増額計上しております。

なお、歳入におきましては、平成28年度の決算見込みに伴う繰越金のほか、民間賃貸住宅分譲地の下水道事業受益者負担金を増額計上し、一般会計繰入金を減額計上しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） この工事請負費の…住宅新築に伴う増額ということなんですけども、場所はどこなんでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） お答えいたします。当初、2か所の公共枿設置が必要だということで予算化をさせていただいておりますが、5月に町内の建築業者さんからいろいろ情報収集しまして、一般住宅…南町…お名前は申し上げられませんが…個人情報の関係がありまして、B&G地先に名寄の業者さん…山本組さんと申しますか、そこに一般住

宅1戸建築されております。南5条通り線となります。B&Gの斜向かいの町営住宅の隣と申しますか、元下川木工場の社宅があった向かい側になります。そこが1件分と、もう1件は民間賃貸住宅になります。それがふるさと通り線沿いにあります定住促進住宅の南側の方、B&G側ですね…その分となっております。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第15 議案第9号「平成29年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 平成29年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度簡易水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ540万円を追加し、総額を9,092万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、民間賃貸住宅の建設に伴う配水管新設工事を追加しております。

歳入におきましては、平成28年度の決算見込みに伴う繰越金を増額計上し、基金繰入

金を減額計上するほか、配水管新設工事の財源といたしまして地方債を追加しております。

なお、第2表の地方債補正につきましては、歳出の建設事業費の増額計上に伴い、簡易水道事業債を追加するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 何点かお伺いします。1点目は、民間賃貸住宅分譲地内の配水管新設等工事なのですが、この工事内容についてお知らせ願いたいと思います。例えば延長ですとか、あるいは地域内に消火栓の設置を予定しているのかとか、将来的なことですが、例の民間賃貸住宅の用地ですので、そういった場所の町道の計画、それから先ほどの前号議案で下水道の関係がありましたけれども、この敷地内に下水道の配管等をする予定があるとか、そういった全体計画がこの敷地の中にはあるのかどうか。その上での配水管の敷設工事なのかということでございます。というのはですね、錦町の旧市村組の所有地を町が購入して、宅地分譲3戸分しましたけれども、現状まだ1戸売れてませんが、最初に売れた1戸を建設するときに、まず水道の給水管が入っていないこと、下水道管が敷設されていないことで、購入者が後からそういった事業を新築工事と併せてやられるという、そういうことがあったということ踏まえると、今回そういったことが十分この敷地内は配慮されているのか、あくまでも民間が求めたものが自由にやるという前提でいくのか、そのへんの考え方を一つ聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） お答えいたします。まず配水管の整備でございますが、提案理由で申し上げましたとおり、民間賃貸住宅…分譲されるということで配水管を整備すること、それと南5条側…B&Gの斜向かいと申しますか民間賃貸住宅とB&Gの間の通り…南5条通り線と申しますが、そこに既存の100mmの配水管が入っております。

そこから75mmで分岐しまして…これはポリエチレン管になりますが、それが北側に110mほど進みまして、東に60mですので、延長170m程度になります。東に60m程度いったところに既存の40mmのポリエチレン管が行き止まりの状態になってございます。それと結ぶことによって管も整備されますので、併せて整備するものでございます。

それと消火栓についてでございますが、現段階ではまだ予定はございません。消火栓については消防の方とも協議をしながら、どのへんの地域にどのぐらいの消火栓が必要か…そういう基準がございますので、そういう基準に基づいて消防と協議をしながら消火栓の設置を進めていきたいと考えております。

下水道に関しましては、先ほど言いました南5条通り線、それと中学校通り線…こちら

に下水の管が入っておりますので、現在の状況では新たに下水道管を敷設する必要はないかと判断しております。

町道についてでございますが、定住促進住宅…ふるさと通り線沿いにあります、取り付け道路として団地内通路が整備されてございます。今回新たに建設されます民間賃貸住宅…これは南5条通り線に建設されるものでございまして、出入口が南5条通りからの取り付け道路で出入りするようなかたちになってございます。現段階では町道の整備の予定はございませんが、ちょっと状況をみながらそのへんは検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今課長から言われました内容については、そういった全体的な計画を持っているということは非常に安心しました。ただ、消火栓については、手前の定住促進住宅も含めると、あのへんは一団地の予定をされている場所ですから、消防とも十分協議されて、消火栓というのは当然必要だというそういった意味で協議を続けていただければなと思っています。そういった環境整備をされることによって、民間の賃貸住宅をあそこに設定したにも関わらず、民間事業者の方は違うところに求めて建てたのが実態ですから、ここを積極的にPRしていただければということで質問させていただきました。

道路なんかもできればそういった構想をしっかりと示すことで、早期に残された面積が埋まっていくのではないかとというふうに期待できますので、是非そのように…まずは将来展望をはっきり示すということを急いでやっていただきたいと、幸いに今年から来年にかけて都市計画マスタープランがつくられますから、いい目玉になるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第16 議案第10号「平成29年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 平成29年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度介護保険特別会計の第1回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ399万円を追加し、歳入歳出総額を4億3,398万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、平成28年度決算見込みに伴い、歳入におきましては、社会保険支払基金交付金及び一般会計繰入金の増額、剰余金を繰越金で増額計上しております。

歳出におきましては、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出の総額に変更はありませんが、平成28年度決算見込みに伴い、歳入におきまして繰越金を増額し、繰入金を同額減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 11 号「平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2,561 万円を追加し、総額を 6 億 476 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、額の確定による財源調整のための基金積立金を増額計上するとともに、平成 30 年度からの国保運営の都道府県単位化に係るシステム改修経費を増額計上しております。

歳入につきましては、平成 28 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上するとともに、システム改修経費に対する国庫支出金及び道支出金を増額計上しております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第 11 号 平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。御手元に配付されております議案第 11 号説明資料により、御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、平成 30 年 4 月から開始される国民健康保険運営の都道府県化に向けて必要なシステムの改修及び前年度決算見込みによる財源調整でございます。

まず、国民健康保険運営の都道府県化に係るものでございますが、平成 30 年 4 月から

被保険者の資格や保険料といった情報を全て北海道において一元化していくことになるため、歳出におきまして、北海道がサーバー等を整備する経費を市町村で分担するため、総務費の負担金で1,089万円の増額計上をしております。

また、データの送受信を行えるよう、庁舎内の既存のシステムを改修するための委託料を1,420万円増額計上しております。

また、歳入におきましては、これらの経費に対する補助措置として、国と道から財政調整交付金がそれぞれ506万円、また、国からは国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として1,242万円計上してございます。

次に、平成28年度の決算見込みによる補正内容ですが、剰余金1,712万円のうち1,000万円を決算積立金としまして、残る712万円を前年度繰越金として処理するものでございます。このため、歳入におきまして、繰越金307万円を計上しております。

最後に、これらに伴う財源調整といたしまして、歳出の基金積立金で52万円の計上をしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第18 議案第12号「平成29年度下川町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第12号 平成29年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更がありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、繰入金を減額計上するとともに、平成28年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第19 同意第1号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷 一之君) 同意第1号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の^{まつおか たかゆき}松岡 孝幸氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

松岡氏は、平成11年7月1日から、固定資産評価審査委員会委員としてその職責を全うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 20 同意第 2 号「下川町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 2 号 下川町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成 28 年第 4 回定例会で議決いただきました、「下川町農業委員会の委員の定数条例」の施行に伴い、7 月 19 日をもって任期満了となる農業委員 11 名を新たに任命するものであり、任命につきましては、「農業委員会等に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の選任に当たりましては、平成 29 年 3 月 1 日から 4 月 21 日の期間において、推薦、募集を行ったところ、定数 11 名に対し、12 名の推薦と応募があったところであります。

このことから、平成 29 年 5 月 23 日に第 1 回下川町農業委員候補者評価委員会を開催し、農業委員候補者の評価を行い、その経過や意見の報告を受け、その結果、本案の 11 名を選任したところであります。

また、11 名は地域からの信望も厚く、人柄も温厚篤実にして、人格見識ともに優れ、農地・農業技術に関する知見もあり、さらには地域農業にも精通しており、農業委員として適任であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（市田尚之君） それでは私の方から、同意第 2 号の下川町農業委員会委員の任命に伴う、下川町農業委員候補者の評価結果等の経過について、御説明いたします。

資料につきましては、参考資料No.2 を添付してございます。

推薦・募集の期間につきましては、平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで行ったところ、9 名の推薦と応募がありましたが、定数 11 名を満たさなかったため、インターネット等により中間時点において一度公表し、29 年 4 月 21 日まで期間を延長し、募集を行っております。

最終的には 12 名の推薦と応募があり、候補者数が定数を超えましたので、副町長を委員長とし、ほか 5 名の委員を当て、第 1 回下川町農業委員候補者評価委員会を平成 29 年 5 月 23 日に開催しております。

評価委員会での評価方法等につきましては、評価基準を設け、各項目に該当した場合は加点していく方法を取り、各委員が基準表を基に 12 名の候補者ごと、経験や経歴など総合的評価を行い、評価結果と意見を町長へ報告しております。

なお、委員の任期は3年でございます。
以上、経過についての御説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、同意第2号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第21 報告第1号「平成28年度下川町継続費繰越計算書について」を議題といたします。
本案について、報告を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、平成28年度から2か年の継続事業として、総額4億4,366万円で宿泊研修交流施設を整備するもので、昨年10月の第5回臨時会におきまして、継続費を設定させていただいたものでございます。

平成28年度に執行した額は1億3,644万2,880円で、予算額2億738万円に対して、7,093万7,120円の残額が生じたことから、この残額につきましては^{ていじ}繰越をいたしましたので、「地方自治法施行令」第145条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

次第でございます。以上。

○議長（木下一己君） 以上で報告第1号を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第22 報告第2号「平成28年度下川町繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 本件は、平成28年第4回定例会において、畜産収益力向上クラスター推進事業及び、平成29年第1回定例会において、個人番号カード交付事業ほか1件について、繰越明許費の承認をいただいているところでありますが、繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、平成29年度に予算を繰越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で報告第2号を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第23 報告第3号「平成28年度下川町事故繰越し繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 本件は、平成28年度当初予算で計上いたしました、草地畜産基盤整備事業につきまして、天候不順により事業の進捗が遅れたため、年度内に事業を完了することが困難になりましたことから、事故繰越し繰越計算書に記載のとおり、平成29年度に178万円を繰越いたしましたので、「地方自治法施行令」第150条第3項の規定に基づき、御報告申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で報告第3号を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第24 請願第1号「2018年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号「2018年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」につきましては、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「2018年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今議題となっております請願第1号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費の無償制を支える必要な制度でございます。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上と大きく関連し、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠でございます。

平成18年度に義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げになったことで、定数内期限付き採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足なども顕著となっております。

学校教育法における学校配置基準が30年ぶりに改正され、平成23年4月から小学校1年生の35人学級が実現。文科省は順次進めるとしておりましたが、財源不足などを理由に、法改正を伴う教職員定数改善は見送られました。

子供たちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、法改正を伴う「教職員定数の改善」、「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠であります。

また、就学援助制度の給付型奨学金制度の創設、拡充は、子供の学びを保障する施策として更なる充実を望みます。

以上のことから、議員各位におかれましては、意見書の提出について、御賛同の上、採択されますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、請願第1号を採決します。
本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-
- 議長（木下一己君） 日程第25 請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。
お諮りします。
請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（木下一己君） 異議なしと認めます。
したがって、請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
本請願について、請願趣旨の説明を求めます。
紹介議員 1番 近藤八郎 議員。

- 1番（近藤八郎君） ただ今議題となっております請願第2号について、紹介議員になっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。
御承知のとおり、平成29年度予算における地方財政については、前年度とほぼ同程度の一般財源総額が確保されましたが、経済財政諮問会議が社会保障費と地方財政を歳出削減の二大ターゲットとしていることには変わりはありません。今後、国の財政状況の厳しさも背景に、公的サービスの産業化推進による歳出削減を中心とした地方財政健全化の圧力が更に増すことが危惧されます。
また、「骨太方針2015」では、「地方一般財源総額については、2015年度の地方財政計画の水準を基本に、2018年度まで確保」とされ、現在もその方向にありますが、2019年度以降については不透明であり、経済財政諮問会議等の動向をこれまで以上に注視していくことが必要でございます。
平成29年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積り、国民生活を犠牲にすることのないよう人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要でございます。

以上のことから、議員各位におかれましては、意見書の提出について、御賛同の上、採択されますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第26 請願第3号「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

お諮りします。

請願第3号「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する請願」につきましては、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する請願」につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。
紹介議員 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今議題となっております請願第 3 号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、超少子高齢化・人口減少社会に突入し、不可避的にもたらされる労働力不足の状況にあっても、経済の自律的成長、社会の持続性を実現するため、全ての働く者の賃金の底上げ・底支えと格差是正が不可欠であります。

働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いており、年収 200 万円以下のいわゆる働く貧困層といわれるワーキングプアは約 1,131 万人に達しております。とりわけ、道内の雇用労働者の 39.7%を占め、91 万人を数える非正規労働者の労働条件改善が急務であります。最低賃金の引上げは非正規労働者の春闘です。最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与できず、厳しい生活を余儀なくされています。

平成 22 年、政府・労働界・経済界の代表者で構成する雇用戦略対話において、早期に全国最低 800 円を確保、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指すことと合意しております。北海道地方最低賃金審議会の答申でも、目標設定の合意を 3 年連続表記されました。

最低賃金が上がらなければ、雇用の確保など、私たちの地域でも影響が顕著なように、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、地域経済はもとより北海道経済の停滞を招く大きな要因となりかねません。

については、平成 29 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、北海道労働局並びに北海道地方最低賃金審議会において必要な措置を講じていただくよう下川町議会として強く要望されますよう、議員各位におかれましては、意見書の提出について、御賛同の上、採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、請願第3号を採決します。
本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。
-

- 議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。
委員会における議案審査のため、6月16日、午後4時まで休会にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（木下一己君） 異議なしと認め、6月16日、午後4時まで休会することに決定いたしました。
本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時2分 散会